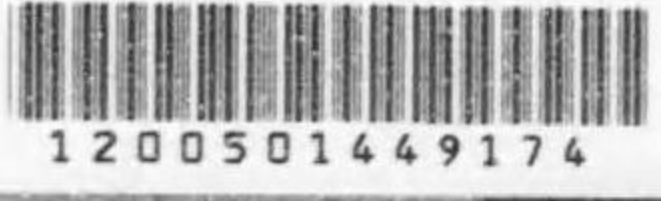


372-560

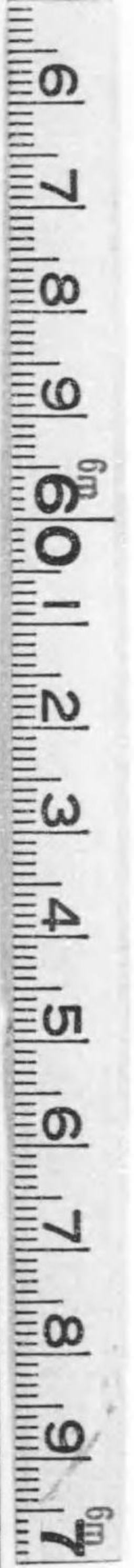


1200501449174

372

富山縣水產會報

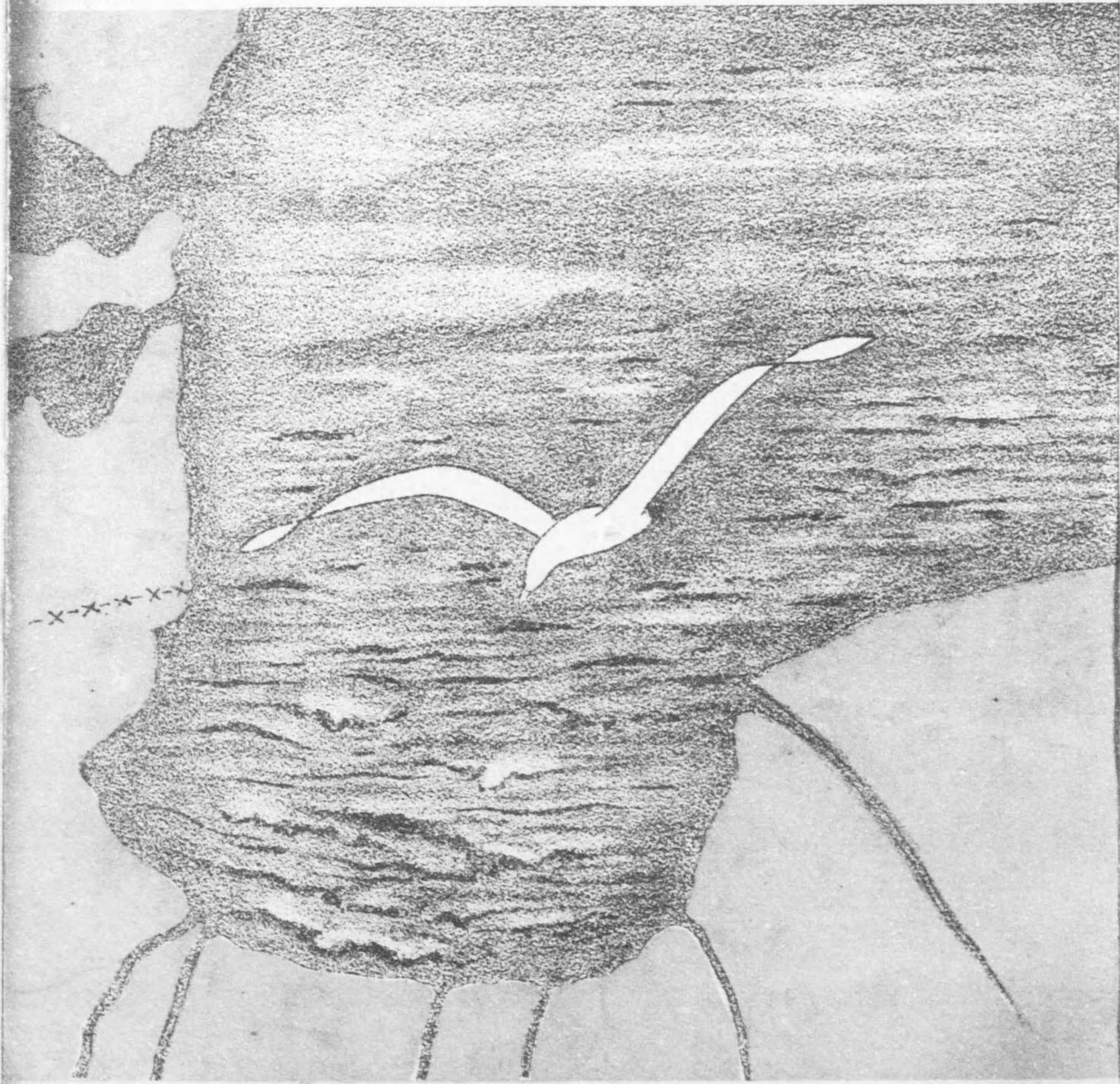
同會發行



始



# 富山縣水產會報



昭和七年三月十一日  
富山縣水產會發行

# 富山縣水産會報目次

漁船の速力の話	栗田要吉(一)
養鯉の利用試験に就て	砂原作治(八)
富山縣水産講習所内容充實に關する一私見	村上龜次郎(三)
漁船に冷蔵設備の普及を望む	窪木幸作(二五)
定置漁具用染料試験の成績	富山縣水産講習所(二七)
汚濁水質分析試験の成績	同 上 (二九)
漁業組合長會議の狀況	富山縣水産會(三〇)
水産製品検査の狀況	同 上 (三三)
漁船機關検査指導の狀況	同 上 (八一)
河川養殖事業の狀況	同 上 (八五)
郡市水産會補助並水産施設事業獎勵金交付狀況	同 上 (八九)
縣下に於ける魚族孵化場一覽	(九〇)
鱒標識放流の成績	(九二)
漁業組合同規約例の改正	(九四)



漁業組合及同聯合會狀況……………(九五)

漁業共同施設獎勵金交付狀況▼農山漁村指導委員會の設置▼漁港修築の狀況

▼地方水産行政機關▼魚價低落狀況▼全國水産大法要執行▼鯷製品研究會の開催

富山縣昭和七年度水産關係施設事業の内容……………(一〇六)

富山縣水産會通常總會の狀況並昭和七年度施設事業の内容……………(一〇八)

郡市水産會施設事業一覽(昭和六年度)……………(一一三)

帝國水産會總會の概況並昭和七年度施設事業の内容……………(一二六)

人……………(一二八)

事……………(一二八)

## 漁船の速力の話

栗田 要吉



372-560

笥子に問はずして告ぐるを傲といひ、一を問ひて二を告ぐるを嘖といふとあり、造船専門家ならぬ私が船に關する話などを茲に持ち出すことは所謂傲嘖の譏りを免れないかも知れないが、發動機漁船の速力の問題は屢々近頃漁業家から質問を受ける事柄であるから、是れに就いて少しく誌面を汚すことを許容して戴きたい。

扱て當世をスピード時代といふ、汽車、電車、自動車、飛行機のスピードアップはもとより世上の情實關係や性の問題までが超スピードで展開するさまを見せられると、スピードの鈍い私共は唯々驚かさるばかりである、有爲の漁業家が漁船の速力の疾からむことを無暗に希望することも亦やむを得ない勢ひといふものであらう。

### ▼船の速力を増す方法▲

發動機船の速力を増す爲めには先づ馬力の大なる機關を据附ければいゝだらうといふことは凡そ素人でも直ちに考へつくことである、固より機關の馬力を増加すれば随つて船の速力の増すことは争はれない事實であつて此の理屈には間違はないが、しかし馬力の大なる機關を使用すれば夫れだけ經費が嵩み一定限度を超ゆれば漁業經濟上の破綻を誘致せぬとも限らない、それ故に吾々はなるべく機關の馬力を増加しないで船の速力を増加し得る方法を研究して見なければならぬ。

抑も船の進行を妨げるものは何であるかといふに、夫れは明かに水の抵抗であることは誰しも認識する

ところであつて、發動機船の進行する理由は其の機關の力が水の抵抗に打勝つからであつて、帆船の進むことも帆に受ける風の方で水の抵抗に打ち勝つて行くからである……このやうに考へて見れば船の進行に當つて船体の受ける水の抵抗を少くするやうに工夫して、船を造れば其の結果に於て機關の馬力を増加すると同様の意味となるから従つて速力を増し得ることが肯んせられる、更に言葉を替へて云へば進行の際に於て抵抗少き船を造れば、馬力を増さなくても速力の疾い船が得らるゝといふことになるのである。

然らば抵抗は如何にして生ずるか及び其の性質を吟味して見やう。

▼船の受ける抵抗▲

船の進行の際に生ずる水の抵抗は次の三種に分けることが出来る

- (一) 船と水との摩擦による抵抗
  - (二) 船の進行する際に船の周圍に出来る波による抵抗
  - (三) 船の形や船底の突出物等によつて起る渦流の抵抗
- 併して(一)の摩擦抵抗は船の喫水線以下の表面が粗なるか平滑なるか又浸水面積が大きい小さいか及び其の長短に依つて相違が起るのであつて、浸水面が平滑であれば抵抗少く、浸水面積の小なるものは大なるものよりも抵抗少く、浸水面の長さものは短きものよりも單位面積に對する摩擦抵抗は少いのである。

(二)の波の抵抗は船の進行するとき船首と船尾に起る波の爲めに受くる抵抗であつて船首に起る波は誰もよく注意することであるが、船尾に起る波には左程注意を拂はない人が多しけれども、船の進行を阻害する點から見れば、船尾に起る トランスバースルウェーブ 横波 は船首の ディペンデントウェーブ 分出波 よりも寧ろ速力の爲めには悪性である。

あつて、船尾に大なる横波の起るやうな船は結局馬力の割合に速力が出ないものである。一般造船家の使ふ言葉に「速力と長の比」といふのがある、之れは速力と船の喫水線に於ける長さの關係を示す言葉であつて、船の速力(節)と喫水線に於ける長さ(呎)の平方根との比で式で書けば次の如くなる。

$$\frac{\text{速力(節)}}{\sqrt{\text{喫水線長(呎)}}}$$

此の式で計算して結果が一、三三位になるときは船首の波と船尾の波との干涉に依つて船尾の波は殊に大きくなり波の抵抗は最大となる、今試みに一發動機船に實例を取れば、喫水線に於ける長四九呎、速力九節の船では

$$\frac{9}{\sqrt{49}} = \frac{9}{7} = 1,28$$

即ち此は一、二八となる譯である。

一般に斯の比が〇、九乃至一、〇位から以上になると抵抗の増加率が著しくなつて來るのであつて、普通商船などでは、之れ以上の速力を出すために機關の馬力を増すことは、不經濟となる場合が多いのである、翻つて現今の發動機漁船を見るに大体總噸數の二倍近くの馬力の機關を採用して居るのであつて、即ち總噸數二十噸位の船であれば、四十馬力位の機關を据附け又十噸位の船は二十馬力位の機關を据附けて居るのであつて斯種漁船の「スピードレンジスレシオ」を調べて見ると大抵〇、九位から一、二〇位になつて居るやうである、極くおぼざつばに云へば大体是れ位の程度迄は抵抗は速力の凡そ三乗に比例して増すのであるから速力も略ぼ据附機關の馬力の三乗に比例して増すものと考へてもいいが、夫れ以上になれば抵抗は益々加はり比一、二六位では抵抗率は三、三乗位になると謂はれて居る。尤も此の比が一、三三附近の極限を越せば抵抗は再び漸次其の割合を減じては來るが、併し漁船で其のやうな高速力を望むことは經濟的に不可能であらう。

現在發動機漁船の「スピードレンジスレシオ」でも商船に比較すれば、ずつと優つて居ることは次の例を見れば判る。

(船の種類)

(速力) (スピードレンジスレシオ)

- イ、レバイアザン(世界最大汽船)  
(總噸數五万九千九百五十七噸) 二十四節 〇、八七
- ロ、秩父丸(我國最大客船)  
(總噸數一万七千四百九十七噸) 二十一節半 〇、八九
- ハ、普通經濟速力の商船 〇、五乃至〇、六五
- 又軍艦では 〇、九乃至一、〇
- 戦闘艦が 〇、九乃至一、〇

巡洋艦が 一、〇乃至一、四  
驅逐艦が 一、九乃至二、五  
位である。

叙上の理屈によつて結局造波抵抗を減する手近な方法としては船の長さを増すことが有効であるといふことになる。

次に(三)の渦流に依る抵抗は喫水線下の船型が悪いときは著しく加はるもので、殊に船尾喫水線下の形状は最も注意を要するところであつて大体に於て船尾はあまり膨らまさないやうにすることが必要である、そうして無暗に厚い船尾材や舵柱材を設けること其の他船底に突出物のあることなどは、斯の種の抵抗を増すこととなるから速力を得る上からは宜しくないのである。

▼抵抗を減する方法▲

以上述べたところを要約すれば、速力を増す爲めには極力抵抗を少くすることが必要であつて、夫れを具体的に言へば

- (一) 船の浸水面が平滑であること
- (二) 浸水面積がなるべく少ないこと
- (三) 船の長さは短いよりも長いものの方が都合がいいこと
- (四) 船の喫水線下の形を研究して渦流の生ぜざるやうにし殊に船尾の形状等に注意すること
- (五) 船の喫水線下の突出物なるべく設けぬこと
- (六) 構造上止むを得ずして船底に突出物を設ける場合は之に當る水の抵抗を少くする方法を講ずること等である。

▼實際の場合▲

けれども以上は單に速力といふことのみを主眼として考へた結果であることは申すまでもないことであつて、實際の漁船としては安定のこと、強さのこと、操業上の便否等種々なる事情を充分考慮しなければならぬから、船を長くすれば速力が疾くなるからと言つて極端に細長くすれば、船の安定も悪くなり又船の縦の強さも弱くなつて、實際航海に當つて危険となるから長くすると言つても、夫れには自ら程度があることは勿論であるから、是れ等の點に就いては専門家の意見を尊重して適當に造らなければならぬ、又船の浸水面積を少くする爲めには造船材の優良品を選び、軽くつて強き材料を合理的に組み合せて、船体を軽く造ることが必要である、其他船体喫水線下の形狀等は餘程研究を要する事柄であつて、此の點に就ては優秀なる造船技術家に頼らなければならぬが、大体を言へば「スピードレンジスレシオ」一、〇以下のものは船首の細い方が概して抵抗少くして成績良く、之れに反して船首のあまり膨んだものは悪く、「スピードレンジスレシオ」一、二〇位のものになれば、船首は寧ろ少々膨み船尾の細いものの方が良い成績を示して居る。

▼馬力と船の速力の關係▲

船を造りあげてしまへば試運轉をして速力を測ることが出来るが、未だ船を造りあげない前に此の船はどれほど速力が出るだらうか……八節か九節か……と此のやうに考へて見ない船主は、おそらく無いやうである、さればこそ私共が工事中の船を見に行くと大底のところ此の「船は何節位出るだらうか……」といふ質問を受けること屢々である、計劃船の速力を知る方法は色々あるが、何れも相當計算が面倒であつて、それを一々茲に紹介することは誌面が許さないが、極大体を知るには次の式で計算して

見るのも一法である

$$\text{速力} = \text{係數} \sqrt[3]{\frac{\text{船ノ長} \times \text{馬力}}{\text{船ノ幅}}}$$

但し右で注意を要することは速力は節とし、船の長さや幅も呎を用ひ、係數は速力の大きなものは八、五位、速力の普通のもの七、五位の數を用ふるのである。  
例へば普通の西洋型漁船で船の長さ四十五呎、最大幅十一呎の船に三十馬力の發動機を据附ける場合の速力概算は（係數を七、五として取れば）次の如く

$$\begin{aligned} \text{速力} &= \frac{7,5 \sqrt[3]{45 \times 30}}{11} \\ &= \frac{7,5 \sqrt[3]{1350}}{11} \\ &= \frac{7,5 \times 11}{11} \\ &= 7,5 \text{節} \end{aligned}$$

大体七節半位といふことが判るわけである。

又自分の船は速力が遅いから發動機を取りかへて馬力の大きな機関を据付け速力を増したいと思ふとき例へば現在二十馬力で六節の速力の船を七節の速力にしたいといふ如き場合に何馬力の機関を据付ければいかを知りたいときには次の算法を用ふれば大体判る——前に述べた如く船の進行の際受ける抵抗は大凡そ速力の三乗に比例して増すのであるから馬力も三乗の割合で増さなければならぬわけ左の計算の通り約三十二馬力の機関を据附ければ七節の速力が得られることになるのである

$$\begin{array}{r} \text{馬力} \times \frac{7^3}{6^3} \\ 20 \times \frac{343}{216} \\ \hline = 31.7 \\ \text{即ち約} 32 \text{馬力} \end{array}$$

しかし実際には三十二馬力といふ發動機は無からうから、此の場合は三十五馬力のものを据附けなければならぬであらう。

(昭・七―二―一〇)

### 養鯉の利用試験に就て

砂原 治

近年縣下農漁村に於て流水養鯉事業が副業として急激に勃興して鯉の生産額が左の通り逐年増加するに至つたのである

昭和三年 一三、四〇七貫 三六、〇三四圓

昭和四年 一七、八六六貫 四五、一二八圓  
昭和五年 二七、一一六貫 五七、五一五圓

之は農村に於ては最近農産物や其の加工品が不況の爲著しく下落し、農村の家庭經濟は一層急迫するに至つたので、農家は之が對策として餘剩勞力の利用に意を用ひ、一層養鯉事業を經營する者が續出するの實情になつた爲である

然るに鯉は料理に「生き作り」と云ふものがある位、昔から生きたものでなければならぬとしてゐる慣習がある、然るに一般家庭では主婦が鯉を殺して料理すると云ふことは、仲々出来ない爲に其の需要範圍は今のところ料理屋や仕出し屋方面に限られて居るのである

殊に本縣では高岡を中心として、西礪波方面が主に賞味するのであるから、販路が一層狭い従つて鯉は鯉は生産過剰になり惹いては價格の下落となり、折角農家の副業として發展したのも一頓座を來すに非らざるやと案せられるのである、其の實際は既に昨年の相場に依つても、大体伺ひ知られるのである、即ち一年中で一番需要の多い、夏の土用頃は一貫匁二圓五十錢から三圓五十錢位までも、暴騰したものが昨秋は一圓五十錢位にも下り、更に冬越す品にすれば其の金利を見なければならぬし、賣急げは買手になぶられて鯉苗代や、餌料代もあがらないと云ふ筈に落入つたのである、それで養鯉事業を一層有利に導くには肉質の改善、生産費の低減は勿論であるが、一方鯉の販路の擴張を計らねばならぬと思ふのである、又一面鯉の料理方法の普及の一般化を計ることも必要である

そこで本縣水産會ではこの養殖鯉の利用方法として今回鯉の粕漬、鯉の味噌漬、鯉味噌の三種を試製し紹介宣傳に努めてゐる、私は其の製造を囑託されてゐた關係上左に其の概要を記載して参考に資することにした

一、製品の種類 鯉の粕漬、鯉の味噌漬、鯉みそ



- 一、施行場所 射水郡浅井村富山縣水産會廣上淡水魚族増殖場
- 一、施行期日 自昭和六年十二月二十一日  
至同 七年二月二十五日
- 一、原料鯉の購入先 西礪波郡醍醐村字横越  
醍醐村養鯉組合長小笹万吉納入
- 一、製法

(イ) 鯉の粕漬

近年魚介類の粕漬は年末から正月にかけて素晴らしい賣行で歓迎されるやうになつて居る、之は味がよいのと冬期ならば相當永く貯蔵が出来ること、使用が便利で重寶であるからであらふ、鯉の粕漬は縣内に於ては出町方面で少しは生産されるらしいが、私が見た製品は切身であつた爲か味が抜け其の容器が鉄力罐を用ひてあつた爲、其の周圍が黒ずんで外觀が悪くて餘り出来が好くなかつたのである、然し鯉は昔から出成魚として日本では五月轆に吹き流される位勢のよい魚であるから、姿のまゝで相當なものが出来れば面白いと考へて丸のまゝ製造して見たのである

原料

原料は流水養鯉の二年鯉で冬圍にされんとして居つた、肥滿せる活鯉を用ひたのである  
大きは一尾百二十匁内外のものである

活鯉 一〇尾

重量 一三貫六七〇匁(平均一尾約一二五匁)

調理

鯉は頭骸部を強打して即死せしめ尾柄部より鱗と皮の間へ刺身庖丁を入れて、鰓孔まで揺り動かし鱗のみを剥ぎ去り次で脊割りに頭部まで開き、鰓、内臓、血腸を除去し更に

「たわし」を以て血液を洗い流し清水に投じて充分血抜をしたのである

調理後の重量 一〇貫〇四〇匁(歩留八割七歩)

鹽漬

血抜が完全に出来れば箆に取り揚げて水を切り後左の割合で撒鹽にして一斗樽(三ヶ)に漬込んだのであるが、此の際特に眼球や鰓蓋部へ多く食鹽を摺込むのである

食鹽 (三等) 七升(二貫二四〇匁)

鹽漬は十二月二十一日午後四時から二十三日正午まで約四十四時間なしたのであるが、此の間魚肉が締め鹽分が浸み込むと同時に鹽水が約八升位排出されたのである

乾燥

鹽漬した鯉は軽く清水で洗ひ次で鯉孔から口孔へ紙を通し、干竿に吊して日乾し魚天の際は風通しの良いところで風乾したのである

乾燥時間は天候に左右されるわけであるが本試験では晴天二日間位であつたのである

十二月二十三日午後二時より

十二月二十八日午後四時まで 此の間晴天二日

乾燥後の重量 六貫八〇〇匁(歩留五割)

假漬

鯉は乾了すれば吊紐を抜き取り腹腔へは木綿に酒粕を包みたるものを入れて合せ、一斗空樽に漬込んだのである、其の方法は先づ空樽に酒粕を入れて木綿を敷き前記鯉を並べて木綿を敷き酒粕を詰め、更に木綿を敷きて鯉を乗せ層々斯くの如くにして、一杯にして蓋をなし周圍に目張り紙を貼つて冷處に於て假漬したのである

使用粕は左の通りであるが之は氣温、魚体の大きさ、鹽加減並に貯蔵期間等に依つて、其の量を考慮すべきは勿論である

酒粕 八貫二五〇匁(塩乾鯉の十二割)  
自昭和六年十二月二十九日  
假漬日數 至同 七年二月二十六日 六十日間

本漬

本漬は販出の際假漬せるものを取り出し、粕を全部取り落して魚体を拭き、新に味淋で粘つた酒粕を木綿に包んで腹腔に挿入したのである

酒粕 三貫四〇〇匁  
味淋 五合

包装

本漬せるものは「セルファン紙」にて包み、頭部と尾柄部は「絹テープ」にて結び「レットル」を貼つて製了したのである

(ロ) 鯉の味噌漬

魚の味噌漬は美味しいもので家庭では味噌焼として重寶がられるものであるが、貯藏が長くなると塩辛過ぎるやうになるので製品としては現在餘り市場へは出てゐない、然し鯉のやうな脂肪の多いものは味噌が浸み難いから冬期の製品なら可成り、貯藏も利いて相當のものも出来るだらうと考へて、左の方法で試製して見たのである

原料

鯉の粕漬の原料と同時に購入したもので、總量は約十三貫六三〇匁程あつたのであるが製造の都合上孵化場の水路に約四十日間活かして置いた爲、使用の際は左の目減りがあつたのである  
活鯉 一〇二尾

調理

原料の調理法は粕漬の際と同一であるが、調理後の重量は左の通りであつたのである  
調理後の重量 九貫六八〇匁(歩留八割五分)

塩藏

味噌漬には塩藏は不要であるのであるが、相當貯藏の出来る製品を製造する場合は、食塩を用ひて肉を締めることが必要である、其の漬方は粕漬の場合と同様にしたのであるが、用塩量や漬込時間を短くしたのである  
食塩(三等塩) 三升(九六〇匁)

漬込時間 二〇時間

塩藏後の重量 七貫二〇〇匁(歩留七割四分)

乾燥

塩藏せる鯉は一日位日乾して、一層貯藏出来るやう仕上げる豫定であつたが、折悪しく天氣が悪かつたので戸板の上で、約一時間程風乾したのみである

風乾後の重量 七貫〇〇〇匁

漬込

風乾せる鯉は木綿で魚体の水分を拭き、次で粕漬の漬方と同様の方法で粕の代りに白味噌を用ひて漬け込んだのである

白味噌 六貫七五〇匁

漬込日數 自昭和七年二月十八日 九日間  
至同 年二月二十六日

漬込は約一週間位にして更に山椒の葉を摺り混ぜたる山椒味噌を腹腔に詰めて、本漬とする豫定であつたが、山椒の葉は冬期のため得られなかつたので、其まゝで製了したのである

包装

味噌漬の製品は相当水分があるから、小樽又は木箱に詰めて販賣した方が、安全であるのであるが、粕漬と一緒に化粧籠に揃へて入れて、土産にする豫定があつたので包装は粕漬と同一にしたのである

(ハ) 鯉 みそ

魚類や貝類を材料として魚味噌を製造することは、昔から金山寺味噌や梅干など、共に、戦場に携帯されて重寶かられたのである、現在市販品としても魚類では「たひ」「かながしら」「かつを」などを貝類としては「あさり」「はたて」などを原料とした魚介味噌がある

鯉は脂肪の多い魚であるが、榮養百パーセントであるから製法さへ吟味すれば、仲々乙なものが出るだらふと考へて、左の製法で出来上りの赤いものと、白いものとを製造して見たのである

原料

原料は前記二製品と同時に買入れた鯉ではあるが、粕漬や味噌漬としては餘り大きいか小さくて利用出来難いものを使用したのである

活 鯉 二〇尾  
重 量 二貫七〇〇匁(大一尾二三〇匁小二尾八〇匁)

調理

鯉は頭を切り落し腹を開いて臓腑を除き、充分洗滌して三枚に開き次で皮を剥いで肉のみとして、淡水の中に投じて晒白したのである

頭及臓腑を除去したる後の重量 一貫八二〇匁(歩留六割七歩)  
脊骨を 同 一貫五五〇匁(歩留五割七歩)

湯 煮

鱗及皮を 同 一貫二〇〇匁(歩留四割四歩)

晒白せる肉は片身を三つ位に切り沸騰せる食塩水(水二升に焼塩百匁を溶解したるもの)中に投じ煮あがるを待つて掬ひ揚げ、次で放冷し小骨を抜きながら碎き更に摺鉢に入れて搗き「そぼろ」肉としたのである

調味液

小骨を除去したる後の重量 九〇〇匁  
魚肉を湯煮せる食塩水は放置すると脂肪分が、多量に浮上するから其の汚れたる部分を杓子にて汲み出し、更に左の白双目糖と飴とを加へて溶解せしめ約三升(一貫五百匁)位に煮詰めて使用したのである

白ザラメ糖 九五〇匁  
水 飴 三〇〇匁  
赤 飴 五〇〇匁

配合煮熟

配合割合は左の通りで前者は四時間半後者は五時間半ほど、炭火の文火で焦げつかぬやう攪拌しながら煮詰めたのである

白鯉 みそ 肉 四五〇匁  
調味液 七五〇匁  
計 二貫四五〇匁(煮上り一貫八〇〇匁)  
そぼろ肉 四五〇匁  
調味液 七五〇匁

赤 鯉 味 二貫二〇〇 每  
 白 味 一貫二五〇 每  
 味 淋 二五〇 每  
 味 の 素 四 每  
 白 ザ ラ メ 糖 三五〇 每

計 五貫二五四 每 (煮上り四貫〇〇〇 每)

包 装

魚味噌の容器としては陶器類は一番味の變化が少くよろしいのであるが、富山市では適當なるものが得られなかつたので、約一合入の杉箱を用ひたのである。箱の底には「パラフィン紙」を敷き中仕切りを入れて「白」と「赤」との製品を左の割合で詰めて蓋をなし、四方を紺土佐紙で目貼をなし蓋には「レツナル」を貼り更に「パラフィン紙」で包み紅白の毛糸を掛けて製了したのである。

白 鯉 一五 每  
 赤 鯉 三五 每

一、經濟關係

生産費は左表の通りであるが、試験製品の爲原料や調味料に無駄があつたし、製造場所が不便であつた爲に、材料などは割高なものを買入れたものがあつたのである、それで實際商賣として製造する場合は大分安く出来ると思ふ。

鯉加工利用試験費内譯

科 目	品 目	單 價	箱 詰	用 途 別 使 用 數 量 金 額	總 量 金 額	備 考
調 味 材 料 費	活 鯉	百 匁	一三〇	一三六七〇	一三六七〇	鯉精漬用原料 一一〇尾 鯉味増清用原料 一〇二尾 鯉みそ用原料 二〇尾
	食 鹽	一 升	〇九〇	六三〇	六三〇	假漬用箱量 八貫二五〇 每 本漬用箱量 三貫四〇〇 每
	酒 粕	一 貫	六五〇	一、六五〇	一、六五〇	
	味 淋	一 升	二〇〇〇	七、五七〇	七、五七〇	
	白 味 噌	一 貫	八〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	鯉みそ用白味噌使用量 白一貫五〇〇 每 赤一貫二五〇 每
	赤 味 噌	一 貫	五〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇	
	燒 鹽	百 匁	三〇〇	一〇〇	一〇〇	
	白 ザ ラ メ	百 匁	一五六	一、〇五〇	一、〇五〇	鯉みそ(白)用 一〇〇 每 同(赤)用 九五〇 每
	飴	百 匁	二二〇	八〇〇	八〇〇	水飴三〇〇 每 赤飴五〇〇 每
	味 ノ 素	四 匁	三五〇	三五〇	三五〇	
計			九、二一〇	五、八七〇	六、七七〇	三、二〇〇

小計	人夫賃	包装容器及其他 消耗品費										
		洋紙細切	計	製品説明書	木炭	木綿	糸丸經	杉箱	封緘紙及	絹テープ	バラフィン紙	セルファン
	女			百枚	一〇貫	一反	一かせ	一ケ	一把		百枚	
	一人		1,000	2,000	400	300	700	1,500	1,600		1,700	
100	3,910	3人	5,400	700	1,100	3反	1,500	1,500	1,600	1,700	100	
100	3,910	3人	5,400	700	1,100	3反	1,500	1,500	1,600	1,700	100	
	3,400	4人	11,800	600	10,000	2反	7,100	1,000	3,600	2,000		
200	8,100	5人	23,000	1,000	2,000	5反	7,100	1,000	3,600	2,000	200	
籠詰用	製品製造ニ使用											

總計	製造指導旅費	運賃				備品費	化粧籠費		
		計	空樽運賃	調味材料運賃	原料運賃		空樽	輪ゴム	リボン
					一ケ		一箱	一卷	一ケ
					600	150	350	150	150
		3,100	100	500	1,200	800	900	700	7,500
		3,100	100	500	1,200	800	900	700	7,500
		3,100	100	500	1,100	800	900	700	100
1,500,000	37,100	3,100	100	1,500	4,800	1,600	1,800	1,700	15,000
					ハケ				サ横六寸縦九寸深サ一寸
									籠結紐巾五分(人造絹糸)一一〇尺
									鯉粕漬、鯉味増漬各一本ヲ一籠ニ詰ム大
									サ横六寸縦九寸深サ一寸
									製品製造用 其他備品トシテ賣、庖丁、俎等ヲ要シタ ルモ製造場ノモノヲ利用ス
									活鯉ノ運賃
									酒粕、白味噌、赤味噌、白サラメ、赤飴 ノ運賃
									中田町ヨリ製造場迄ノ運賃

備考  
一、製品の生産費は右表の小計に相當するのであつて、各製品は完全に一〇〇％製了したのであるから、一製品は左の原價となつたのである

鯉の粕漬	一尾	平均	三四錢
鯉の味噌漬	一尾	同	三〇錢
鯉の味噌	一箱		二四錢

二、製品に化粧籠を用ひたる場合は更に其の代價を加算せなければならぬ  
 三、備品としては樽以外に箸、庖丁、俎等を用ひたるが故に實際は其の償却費も生産費に加算すべきであるが、副産物として頭、臟腑等を肥料として販賣して、相當収入があるから差引ないものとしたのである  
 四、運賃の多額になりたるは試験地は交通不便の爲である

### 喰へ方

#### 鯉の粕漬

(ハ)(ロ)(イ) 刺身のやうに薄く切身となり其まゝ又は味淋をかけて喰べればおいしく戴けます  
 頭を切り落し片身を二、三に切り串に刺して軽く焼き温い中に喰べるはうまいものであります  
 賽の目に切つて「卵の花」と共に味噌汁の「み」にするのも「乙」なものであります、此の場合は頭も利用出来るのであります

#### 鯉の味噌漬

(ロ)(イ) 頭を切り落し片身を二、三に切り串に刺し遠火で焼いて温い中に紅薑など添へて喰べるのであります  
 賽の目に切つて味噌汁の「み」として三ツ葉、芹、柚子などを加へて召し上げればうまいものであります

#### 鯉の味噌

(ハ)(ロ)(イ) 温い御飯の膳菜として其まゝ召し上つて結構であります  
 味噌汁の味噌の代用にすれば魚の「だし」を入れる必要がなく大変おいしく戴けます  
 茹でた野菜(里芋、葱、牛蒡、人参)等を串に刺し鯉味噌を塗り付けて焼き上げる時は仲々うまく喰べられます

## 富山縣水産講習所内容充實に關する一私見

村上 亀次郎

昭和三年七月、富山縣水産會主催にて開催せられました、縣下郡市水産會長並漁業組合長會議に於て、縣水産講習所を水産學校と水産試験場に分離促進方の件を可決して、當時の長官白根知事へ建議せられました。

而して此處に三ヶ年間も経りましたが、未だに其計畫あるを聞きません、折からの財界不況は緊縮の止むなきを以て、其暇がなかつたのでせうが、産業振興上より見て遺憾のこと、考へられるのであります。現在の水産講習所の内容を檢しますと、講習部と試験部とが併置せられて居りますが、爲めに事業遂行上有無相通して好都合の點もありますが、何分にも緊縮に緊縮を重ねたる現状にありますので、無理のみ多々ありまして、二兎を追ふて一兎も得ざるの状態を免れないのであります。さりながら現下の財政状態にありましては、急にこれを分離するの積極的施設は、云ふべくして行はれざる様にも考へられますので、應急の方法として先づ内容充實を計り、以て徐々に本縣水産振興を策したいと、思ふのであります。さて内容充實と申しまして、何分講習試験の二部共に遺憾の點を有しますので、何れも充實せしむるの必要を認めますが、左様にも行きますまい、特に必要欠くべからざる點より致して行きたい、然らばそれは何であるか、現在の状態を見るに、講習部にありますは、毎年生徒を收容して教授して居る爲めに、勢ひ先づ生徒の方を最初になすと云ふところになります。左様ではあります。其上に試験事業を施行せねばならぬ爲め、現在の職員數にては、どうしても手不足である爲めに能率は上らず、其

努力を二分します爲めに、成績も所期通りには行かぬ勝なのであります。

更に現行の講習部の學則を見ますと、大に考慮を要する點がありまして、先づ生徒は本科に入學します、第一年の課程を終へますと、第二年になります、此時漁撈と製造とに分科して、それぞれ専門に教へます、(養殖は實需の關係から養成を休止して居ります)而して二年の終りに、本科を卒業したことに なります、それで一應終了した形であります、實際は本科の漁撈科を出たものを、更に遠洋漁業科に入學せしめます、而して其第一年には、漁撈科にて授けた續きを教へます、第二年には、これを立山丸に乗船せしめて、實地練習を爲さしめ、次で各方面に所外實習に派遣し、其年の終りに卒業します、これ で本所の課程が完了したことになるのであります、つまり本科二年と遠洋漁業科二年を前後四ヶ年に て、完成するので、其内本所内にて専門智識及これに必要な普通學を教へること三ヶ年であり、規則面は本科にては漁撈に關する一般智識を授け、遠洋漁業科にては遠洋漁業に關する智識を授けることになつて居りますが、實際は漁撈に關する一通りの必要な智識を授けるには、どうしても三ヶ年を要するので、二ヶ年の學修では中途半端であります故に、本科漁撈科を了へたるものは、皆遠洋漁業科に入るのであります、否入るのであります、これは妙な譯でありまして、理論的に云へば本科を延長して、三年なり四年なりにすればよいのですが、水産講習所である間は、農林省の規程がありまして、左様にするのが出来ないものであります、これは水産學校に變更せぬ限り、方法のないものであります。それで前述の如き學制を施行して居りますが、さて實際には學制上限りの問題でありまして施行上 一向不都合はないのであります、今度は本科の製造科を出たものは如何かと云ひますと、これは漁撈科の方と同様な筆法にて、これを研究科に入學せしめます、所が此研究科は、遠洋漁業科と異り、一ヶ年以内に、それも所内に置きて學修せしむるのではなく、直ちに所外實習に服せしむるので、講習所では所外實習に従事する所を探して、其處に派遣し、全く先方の爲す所に任せ、只文章の往復のみにて、

遠くより監督し(要するに形式丈です)最後に研究報告論文等を提出せしめて、卒業させると云ふ迄なので、漁撈科と異り甚だ妙なものであります、それも製造に關する一通り必要な智識が、本科の内に皆授け終りたるものならば、此研究科は遠洋漁業科の第二年と同様なもので、それもよいと思ひますが、實際は本科漁撈科の卒業生が、其學修が中途半端なると等しく、本科製造科を了へた丈では、矢張り中途半端なのであります、然し製造科は研究科にて學修する様になつて居りませんから、主要なることのみを教へるに止めて居ります、其結果は遠洋漁業科の卒業生が、社界に出て、他の水産學校の卒業生に比肩して、劣らぬ、寧ろ一步勝れて居ると認められ居るに拘らず、製造研究科の卒業生は、徹々たる有様にて、其何れもが學修の不足なりしことを、痛感して此れが改正を叫んで居るのであります、此點は大に考慮を要することであり、然らばこれを如何に爲せばよいかと申しますと、製造研究科を、遠洋漁業科の第一年のそれの如く、其専門智識及普通學を教授することに致したのであります、これによりて中途半端なりし製造の専門學科を充分になし、且つ常識の基礎たる普通學の智識を、遠洋漁業科卒業生並とすることになりて、他の水産學校の製造科卒業生と、同等となり得るのであります。これは別に今日始まつた事柄ではありませんので、斯く論じ来りますと、何故に製造科のみが如斯き變則的に扱はれたるか、又夙に改正せらるべきものが、行はれず今日に及びましたことが、甚だ不思議に堪えないのであります、過去のことは云ふも甲斐ありません、我國の食糧問題の上にも、國産振興の上にも、更に輸出品の開拓の上にも、他より發展の遅れたる我水産業に、期待すること大なるものあることは、今更云ふまでもありません、如斯秋に當り益々優良なる水産技術者の活動を必要とします、於是先以て此の製造科の變則的學制を改革することを、提唱して止まないものであります。然らば此の改正に要する費用果して如何、財政苦しき今日とて多額の費用を要することは、他日を期するより外ありません、案外少額にて足ると思ふのであります、即ち製造研究科一級を新設(學修)す

ることによりて、要します教室は現在理化教室としてある特別室を利用するか、又は實習を爲せる級の空室を利用することにより、間に合ひ特に設けるの必要はありません、次に授業ですが、これは一週二十八時間として、此の擔任は現在職員が、現在の學科授業擔任時間數にて飽和されて居りますから、それ以上擔任の余力はありませんが、普通學科はこれを、遠洋漁業科の第一年と合併して、教授して毫も差支ありませんから、左様にすれば十時間位は助かります、又四五時間は本科製造科生と、同時に實習を課すことが出来ますから、正味十三四時間の増加となるのであります、しかもこれは全く、製造に關する専門智識の教授でありますので、於是製造技手一名を、増員せねばならないのであります、其の他實習費雜費等は備品費消耗品費に若干の増額を必要としますが、これは知れたものです、又生徒補助費にも増額を要すること、思ひますが、これ亦問題ではありません、結局するに製造技手一名の増員丈にて事足る譯であります、翻つて見まするに水産講習所には、現在漁撈關係職員として、技師一技手二助手一機關手一水夫一合計六名、其外に立山丸の職員が居ります、これに對し製造關係職員技師一技手一合計二名であります、故に此際製造技手一名を加へて、製造研究科をして、從來の如き不得要領たらしめて置かず、新に學科を授くる制度となして、漁撈製造を平行せしめて、講習部充實の第一歩を致し、又以て製造職員を増加により、試験部に對しても多忙の中にも、増員による融通性を利用して、成績を擧ぐることを期せしめなば、試験部をも、僅かながらも充實せしめたることになる、思ふのであります。

以上卑見を述べまして、本縣水産界の爲め本縣水産關係官民各位の御高配を切に希ふ次第であります。

## 漁船に冷蔵設備の普及を望む

窪 木 幸 作

縣下沖合に出漁する漁船の漁獲物の處理方法は至て不充分であるため、其の鮮度を下げ従て魚價を著しく低落せしめてゐるのである、殊に盛夏の候に於ては一層甚だしいのである、切角漁獲したものを安く賣らねばならぬ様では漁業經濟上甚だ遺憾とする所である、この頃一般消費者は魚の鮮否を識別することが巧くなり少し位値段が高くて、新鮮なものでなければ買はないと云ふ風習が漸次濃厚となつて來たのである、又新鮮なる魚を社會に供給することは一面國民の保健上から見ても大切な事である、故に漁獲物の處理方法に意を用ひ、魚の鮮度を高めて魚價を保持することに努むることは、漁村不況の折柄殊に必要なこと、信ずるのである。

然らば漁獲物の處理方法とは如何なることを指すかと云ふことになるが、茲では本縣の沖合で漁業に従事する船の漁獲物を、氷を以て冷却して歸港する場合のことを述べたいと思ふ、氷を以て魚を冷却すれば鮮度を保持するに効果大なるものあるは勿論であるが、先づ魚の取扱は必ず丁寧になさねばならぬ、粗暴なる取扱は魚の外形美を害すること著しく又大形の魚はなるべく、沖合で内臓を除去することも適切な方法である、又漁獲した魚は自然に殺さず暇のある限り直ちに、頭部を打ちて殺すことなどは魚の保存期を永くする上に於て、効果があるから注意せねばならないと思ふ。

從來本縣で夏、氷を以て漁獲物を冷却してゐるものも多少ある、四方町、新湊町の鯨延繩漁船などは四斗樽に氷と海水を入れて冷却したる液中に魚を詰込んでゐる、又魚津町で雜魚延繩漁船の一部でも斯様な方法で處理してゐるが、これ等は簡單で相當の効果を擧げてゐる、又一昨年東水橋町漁業組合で建造



した、漁船の魚艙は防然装置を施し水を以て冷却する様に出来てゐるので、漁獲物の冷却装置としては適當なものである。

尙一昨年本縣水産會が七、八月の盛夏の候に於て生地町、魚津町、四方町、新湊町、氷見町の五ヶ所で漁船に簡易なる冷蔵箱（長サ三尺六寸、幅二尺一寸深サ一尺八寸、外壁は二重とし防熱用炭化壓搾コルク板を使用、箱の内部に水を入れる、装置）を積込み従來の如く漁獲物を何等處理しないものと此の冷蔵箱に收容したものと鮮度の比較をなし、而して其の販賣價格に對する經濟上の試験をなした、その成績を見るに冷蔵箱に收容したものは、肉質強硬で弾力に富み色澤は極めて、鮮麗で原色と大差なく其の他鰓の色も變らず、眼球は清く澄み非常に新鮮であつた、水の消費量も晝間十三時間で僅かに五貫匁、夜間十二時間で二貫八百匁の範圍である、而して魚市場での販賣價格は同一の漁船の漁獲物で、冷蔵箱に收容したものは然らざるものに比べ、最高六割四分最低一割四分平均約四割の高値で、販賣することが出来た即ち普通拾圓の魚が、拾四圓に賣れる勘定になる故に、水代を差引いても非常に、利益を得ることが明瞭となつた、本試験に供した漁業の種類は甘鯛、石頭魚、はちめ等の雜魚延繩、つばい釣、鰯等を目的とする瓢網に過ぎなかつたが以上の成績から見ても尙柔魚釣、鱈釣などにも利用し得らるゝことと思ふ、此の冷蔵箱は單に漁船に設備して、効果があるのみならず市場の羅賣時刻に合はぬ場合、或は市價の都合で翌日まで持ち越す場合にも便利である、其他餌料の貯藏に使用することも得策である、而して各其の用途により構造の大小を加減すれば良い、本縣の沖合で夏季漁業に従事する船は、以上各種の冷却装置により漁獲物の處理をなすとせば、従前に比し魚價の保持による収益絶大なるものがあること、信じこれを推奨したいのである。

### 定置漁具用染料試験の成績

（富山縣水産講習所）  
昭和五年度施行

#### 一、趣 旨

本試験は昭和元年度よりの繼續試験にして、本縣下最重要漁業たる定置漁具の改良を目的とし網型、材料、染料の適否及海況に伴ふ魚族の推移等は、既往試験に基き一層的的確を期し就中染料に關しては、新規優良染料數種を追加して之が適否に付き比較試験することとせり

#### 二、方 法

1、漁 場 本所沖合二百米内外の所に選び、四月中旬より五月中旬迄操業し九月中旬より、

十二月初旬迄該漁場より、沖合二百米内外の個處に移し操業す

2、漁 具 改良角網を供用

3、染 料 供用材料は本漁具身網の部なる綿糸四號八節目の網地とし之に、海國染料、ネオ

ルシゲン、旗印染料、試験染料、E、F、G、彌富式染料、アマニ染料、柿

澁、カツチ（俗稱キエキス）の十種を試験す

張力測定は、守谷式横式張力計に依り濕性狀態にて、長サ一呎各解糸十本を切斷し其の平均値をとる

#### 三、經 過

四月十七日操業開始四月中は北西の風多く爲に鱈族の入込み多く好漁を呈せり、五月に至り降雨連日

に涉り河川増水し塵埃等該海區に流入し不漁となりしが、中旬以後天候回復して平漁に歸す五月十八日當業者漁網敷設の都合上本漁具一旦撤回す  
 九月四日前海區より沖合二百米内外の個處に敷設し操業せり、九月中、鱒、縞鯛の入網多く十、十一月中低氣壓頻發して前後二回漁具の破損を見たり、あをりいか、そうだ鯉の漁ありしも其他見るべきものなし、本年度操業日數百二十四日にて、其間荒天の爲め操業不能並に漁具補修等の爲め、休漁せる日數十一日なりき

#### 四、染料試験成績

本年度の試験經過を考察するに、春季漁期中一旦漁具を撤回し再び、秋季續行せしも染料比較試験供用網地のみは、水温上昇腐蝕著しき七八月に際しても、引續き同漁場に敷設して、其の腐敗程度の研究に資したり、前記十種染料の適否比較を測定表により、考察するに各種油類染料は染付當時は、其の張力柿澁並に「カツチ」の單寧劑染料に及ばず、浸水後三四十日間は柿澁「カツチ」染料依然として強靱を示し他の油類染料は、大同小異なるも彌富式のみ低減強力を示せり。  
 七八十日間にして柿澁「カツチ」染料の強力低減示數急激となり、又一部油類染料は比較的強靱なるが最後試験終了期に至り、此等は其の強靱示數四段に分れるを見たり、即ち「アマミタル」染料は尙七封度の強靱を示し次に彌富式、試験染料G Dは六封度内外、旗印、試験染料Eは五封度の近接數を海國「ネオルンゲン」柿澁「カツチ」は三封度内外の強力を示せり、以上の結果は前年來施行したる試験結果と、大体同様なる成績を得たるものにして、茲に各種染料に對する優劣適否に付的確なる結果を知ることを得たり

### 汚瀆水質分析試験

#### 富山縣水産講習所

#### 一、趣 旨

水質の汚瀆により魚族の生育繁殖を害すること甚しきは、今更云ふを俟たず、殊に本縣に於ては近時各種工業の發達に伴ひ、其の工場より生ずる廢棄物の河川に流入するもの多く、溯河魚類繁殖に及ぼす影響大なるものありと思推せらる、仍て縣内各河川水族繁殖上被害ありと認むべき地方の河水を採取し、其の含有物の種類及量を分析し、併せて該水中に魚類を放して、其嫌疑及致死に至る濃度及時間測定して、其の汚水の魚族に及ぼす影響を闡明せしめて、被害防止其他の資料に供せむとす

#### 二、方法及成績

##### イ、分析試験

魚類の生育繁殖期中に當該場所の河水流入物質及水を採取し來り、本所に於て定量分析に附するものにして「水素イオン」濃度及含酸素量は藤田理學博士の指導製作に成る、水産養殖用水質檢定器により行ひ「アンモニア」はネツスレル氏液による比色法を亞硝酸は沃度亞鉛澱粉液による、比色法を硝酸はノール氏法による比色法を以て爲し、塩素は硝酸銀滴定法により可酸化物質は過マンガン酸加里の消費量を以て現し、其他は常法の如く重量分析を行へり

#### 昭和三年度及昭和四年度

婦負郡速星村所在大日本人造肥料株式會社富山工場排水  
 射水郡新湊町所在樺太木材紙料株式會社工場排水  
 同郡伏木町所在伏木板紙株式會社工場排水  
 西礪波郡石動町所在北國製紙株式會社工場排水  
 上新川郡奥田村所在大正製麻株式會社工場排水  
 同 郡奥田村所在金山電化工業所工場排水  
 同 郡山室村所在第一ラミ―紡績株式會社工場排水  
 中新川郡五百石町所在立山製紙株式會社工場排水  
 同 郡滑川町所在北陸電氣工業株式會社工場排水  
 其水質分析結果次表の如し

採水會社名	場所	時日	温度(攝氏)	臭氣	色相
北陸電氣工業株式會社	滑川町工場通用門	昭和三年十月	—	微臭アリ	混濁セルモ着色ナシ
同上	滑川町常盤町溝	昭和四年十月	—	同上	稀黄濁色ヲ呈ス
大日本人造肥料株式會社	速星村工場外溝	昭和三年十月	二四・〇	浮游物アリ	混濁セルモ着色ナシ
同上	速星村御門川(合流點)	昭和四年四月	一〇・〇	機械油洋ノ微小塊ヲ浮ブ	多少混濁シ黄色ヲ呈ス
同上	同上	昭和四年八月	—	—	清澄
樺太木材紙料株式會社	新湊町工場排水口	昭和三年十一月	二二・〇	—	白濁ヲ呈スバ量ニ含ム
同上	同上	昭和四年四月	一一・五	—	同上

水素イオン濃度	含酸素	硫化水素	炭酸	アンモニア	鹽素	硫酸	石灰	苦土	鐵及銅	亞硝酸
九、五以上	—	無	無	無	痕跡	無	有	無	有	痕跡
九、五以上	一立中	無	無	無	無	無	CaO一立中 〇、二二六瓦	無	Fe <sub>2</sub> 一立中 〇、〇一八瓦	無
五、三	四立中	無	無	五〇、〇〇毫	痕跡	SO <sub>3</sub> 一立中 一、八六五瓦	有	痕跡	有	無
六、八	四立中	無	無	有	無	有	CaO一立中 〇、〇〇七瓦	無	Fe <sub>2</sub> 一立中 〇、〇〇九瓦	無
七、〇	四立中	無	無	〇、〇五毫	痕跡	SO <sub>3</sub> 一立中 〇、〇二七瓦	CaO一立中 〇、〇〇八瓦	無	Fe <sub>2</sub> 一立中 〇、〇〇一瓦	無
六、八	五立中	無	—	無	無	無	有	無	痕跡	無
—	四立中	無	—	無	無	無	微量	無	痕跡	無
—	CC	無	—	無	無	無	—	無	—	無

水素イオン濃度	含酸素	硫化水素	炭酸	アンモニア	塩素	硫酸	石灰	苦土	鐵	鉛及銅	亞硝酸
七、四	一立中	無	無	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	無	痕跡	無	無
六、八	一立中 三、五種	無	無	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	無	痕跡	無	無
九、五	一立中 二、〇種	無	無	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	無	無
九以上	一立中 二、〇種	無	無	無	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	痕跡	無	無
以上	一立中	無	無	有	痕跡	痕跡	有	有	有	痕跡	痕跡
七、〇	一立中 三、〇種	無	無	一立中 〇、一五種	痕跡	痕跡	痕跡	無	痕跡	無	痕跡
六、八	一立中 二、〇種	無	無	一立中 〇、三五種	痕跡	痕跡	上	上	痕跡	無	無
六、五	一立中 三、〇種	無	無	一立中 〇、五〇種	痕跡	痕跡	一立中 〇、〇五種	一立中 〇、〇五種	痕跡	痕跡	無

色相	臭氣	溫度	時日	場所	採水會社名	備考	全固形物ヲ燒キタルモノ	全固形物	浮游物	可酸化物質	硝酸
呈ス黄褐色混濁ヲ呈スシク混ス	馬糞臭アリ	二〇、五	昭和四年六月	五百石町ノ溝	立山製紙株式會社		一立中 〇、〇二九四瓦	一立中 〇、〇四九瓦	一立中 九、四八種	一立中 三、二五〇種	痕跡
			昭和四年六月	寺田村ノ合流點	同上		一立中 〇、四七三瓦	一立中 〇、八四九瓦	一立中 四、七四〇種	一立中 〇、六〇種	痕跡
呈ス黄褐色混濁ヲ呈スシク混ス	馬糞臭アリ		昭和四年九月	工場排水口	伏木板紙株式會社		一立中 〇、二二五瓦	一立中 二、七一〇瓦	一立中 一、八九六種	一立中 一、七、六四種	無
同上	同上		昭和四年十月	石動町ノ溝	北國製紙株式會社	此汚水ニ對シテハ魚類毒忌試 驗ヲモ施行セリ	一立中 〇、〇〇三瓦	一立中 〇、一三三瓦	一立中 四、四二種	一立中 一、五〇、一〇種	無
濃茶褐色ヲ呈ス		一七、〇	昭和四年八月	山室村工場外溝	第一ラミヤ紡績株式會社		一立中 〇、一〇〇瓦	一立中 〇、〇〇三瓦	一立中 一、五〇、一〇種	一立中 二、〇五、四〇種	無
茶褐色ヲ呈ス		二〇、〇	昭和四年八月	山室村工場二ノ溝	同上		一立中 〇、〇七一瓦	一立中 〇、九八七瓦	一立中 〇、二八三瓦	一立中 一、五〇、一〇種	無
黄褐色混濁アリ			昭和四年十一月	奥田村工場外溝	大正製麻株式會社	此汚水ニ對シテハ魚類毒忌試 驗ヲモ施行セリ					無
少シク白濁ス			昭和四年十一月	奥田村工場排水口	金山電化工業所						無

備考	全固形物ヲ燒キタルモノ	全固形物	浮游物	可酸化物質	硝酸
	一立中 〇、六六六瓦	一立中 一、八一四瓦	一立中 〇、六〇九瓦	一立中 一、三三、六〇〇	無
	一立中 〇、三五七瓦	一立中 一、一〇二瓦	一立中 〇、六一八瓦	一立中 五〇五、六〇〇	無
	一立中 〇、八五二瓦	一立中 二、四六九瓦	一立中 一、二九〇瓦	一立中 一、三三、三〇〇	一立中 一五、〇〇〇
	一立中 〇、三一五瓦	一立中 〇、四七一瓦	一立中 一、五五五瓦	一立中 四、一六六瓦	無
此汚水ニ對シテハ魚類瘡忌試 驗ヲモ施行セリ	一立中 〇、一八八瓦	一立中 〇、二九二瓦	一立中 〇、〇三一瓦	一立中 六、三二、二〇〇	無
	一立中 〇、四五三瓦	一立中 〇、七六五瓦	一立中 〇、〇七八瓦	一立中 六、〇〇〇、四〇〇	一立中 一、二、〇〇〇
	一立中 〇、二〇三瓦	一立中 〇、二三九瓦	一立中 〇、〇四九瓦	一立中 二、三、七〇〇	一立中 一五、〇〇〇

昭和五年度

西礪波郡石動町所在 北國製紙株式會社工場排水  
 同 石動丹礪注入所排水  
 同 子撫村所在 宮島丹礪注入所排水  
 射水郡伏木町所在 王子製紙株式會社工場排水  
 同 伏木板紙株式會社工場排水  
 同 婦負郡細入村 高原川々水(神岡鑛山排水流入)  
 下新川郡道下村所在 國產肥料株式會社工場排水  
 其水質分析結果ハ次表ノ如シ

採水會社名	場所	時日	溫度(攝氏)	臭氣	色相	水素イオン濃度	含酸素	硫化水素	炭酸	アンモニア	鹽素
北國製紙株式會社	石動町工場排水路	昭和五年五月十三日	一八、〇	馬糞臭アリ	黄褐色ノ混濁ヲ呈ス	九、五以上	一立中 二、〇〇〇	無	無	無	痕跡
同上	同上	昭和五年七月二十四日	二六、二	同上	黄褐色ヲ呈セルモ混濁甚シカラズ	六、六	一立中 二、〇〇〇	無	無	無	痕跡
王子製紙株式會社	伏木町伏木板紙會社排水口小矢部川岸	昭和五年七月二十四日	二八、五	臭氣ナシ	バルブノ細粉ヲ含メル白濁ヲ呈ス	七、一	一立中 四、〇〇〇	無	無	痕跡	一立中 〇、〇三二瓦
同上	同上	昭和五年七月二十四日	二八、〇	同上	バルブノ細粉ヲ含メル白濁アリ且薄桃色ヲ呈ス	六、八	一立中 四、〇〇〇	無	無	痕跡	痕跡
同上	同上	昭和五年八月二十八日	二七、五	同上	バルブノ細粉ヲ含メル白濁ヲ呈ス	七、二	一立中 四、〇〇〇	無	無	無	痕跡
伏木板紙株式會社	伏木町此社裏門排水口小矢部川岸	昭和五年八月二十八日	二七、五	馬糞臭アリ	黄褐色ノ混濁ヲ呈ス	九、五以上	一立中 二、〇〇〇	無	無	無	痕跡



備考	採水會社名	場所	時日	温度(攝氏)	臭氣	色相	水素イオン濃度	含酸素	硫化水素	炭酸	アンモニア
此汚水ニ對シテ 雜菌ノ忌試驗ヲ 施行セリ	神岡鑛山排水流 入高原川	細入村宮川トノ 合流點	昭和五年 六月七日	二三、五	無	清澄	七、五	一立中 五、〇CC	無	無	痕跡
此汚水ニ對シテ 鮎ノ嫌忌試驗ヲ 施行セリ	同上	同上	昭和五年 六月二十六日	一	無	稀黄白色ニ混濁 ス	七、一	一立中 五、〇CC	無	無	痕跡
此汚水ニ對シテ 雜菌ノ嫌忌試驗ヲ 施行セリ	宮島丹鑛注入所	子撫村注入所ノ 排水溝	昭和五年 六月九日	二三、〇	無	稍不澄ニテ僅カ ニ青色ヲ帶ブ	六、八	一立中 五、〇CC	無	無	痕跡
同上	同上	注入所排水溜槽 中ノ液	同上	一	一	青色ヲ呈ス	五、〇以下	一立中 一	無	無	一
此汚水ニ對シテ 鮎ノ嫌忌試驗ヲ 施行セリ	石動丹鑛注入所	石動町小矢部川 河原溜水	昭和五年 七月二十四日	二三、〇	無	稀黄土色ニテ浮 游物アリ	七、四	一立中 四、〇CC	無	無	痕跡
同上	國産肥料株式 會社	道下村距工場 一町ノ海岸散 水口	昭和五年 八月十一日	三〇、〇	微臭	僅カニ灰白色 ヲ帶ビ混濁アリ	九、一	一立中 四、〇CC	無	無	痕跡

全固形物ヲ燒キ タルモノ	全固形物質	浮游物ヲ燒キタ ルモノ	浮游物質	可酸化物質	硝酸	亞硝酸	鉛及銅	鐵	苦土	石灰	硫酸
一立中 一、二〇六瓦	一立中 三、五四七瓦	一立中 一	一立中 一、二三六瓦	一立中 一六七、四〇瓩	無	無	無	痕跡	2mgO 一立中 〇、〇一七瓦	CaO 一立中 〇、四七一瓦	痕跡
一立中 一、三四八瓦	一立中 三、四〇六瓦	一立中 〇、三九三瓦	一立中 一、一六五瓦	一立中 二〇六、六〇瓩	無	無	無	Fe2 一立中 〇、〇七〇瓦	2mgO 一立中 〇、一〇〇瓦	CaO 一立中 〇、四三三四瓦	無
一立中 〇、一九六瓦	一立中 〇、三七六瓦	一立中 〇、〇六二瓦	一立中 〇、二二三瓦	一立中 二四六、四八瓩	無	無	無	痕跡	2mgO 一立中 〇、一〇〇瓦	CaO 一立中 〇、〇四二瓦	無
一立中 〇、一二〇瓦	一立中 〇、二六〇瓦	一立中 〇、〇二七瓦	一立中 〇、〇四〇瓦	一立中 一八三、二八瓩	無	無	無	痕跡	2mgO 一立中 〇、〇一三瓦	CaO 一立中 〇、〇三五瓦	無
一立中 〇、二一一瓦	一立中 〇、五六五瓦	一立中 〇、一二九瓦	一立中 〇、三三一瓦	一立中 二五八、二〇瓩	無	無	無	痕跡	2mgO 一立中 〇、〇一一瓦	CaO 一立中 〇、〇三〇瓦	無
一立中 〇、九二七瓦	一立中 二、四一八瓦	一立中 〇、九三〇瓦	一立中 一、一七七瓦	一立中 九七一、七〇瓩	無	無	無	痕跡	2mgO 一立中 〇、〇〇九瓦	CaO 一立中 〇、一九二瓦	無

全固形物質	浮游物質	可酸化物質	硝酸	亞硝酸	鉛及銅	鐵	苦土	石灰	硫酸	鹽素
一立中 〇、〇六七瓦	一立中 〇、〇〇六瓦	一立中 四、七四瓦	痕跡	無	無	無	無	有	無	痕跡
一立中 〇、三四五瓦	一立中 〇、三三八瓦	一立中 一〇、五九瓦	痕跡	無	無	Fe <sup>2+</sup> 一立中 〇、〇〇一瓦	2mgO 一立中 〇、〇〇一瓦	CaO 一立中 〇、〇〇二瓦	無	無
一立中 〇、一〇七瓦	一立中 〇、〇一四瓦	一立中 一三、四三瓦	痕跡	痕跡	Ca 痕跡	痕跡	痕跡	有	痕跡	痕跡
一立中 〇、〇九二瓦	一立中 〇、〇〇七瓦	一立中 五二、九三瓦	痕跡	無	Ca 一立中 五、〇〇〇瓦	痕跡	痕跡	痕跡	SO <sub>3</sub> 一立中 三、九九五瓦	痕跡
一立中 〇、〇九二瓦	一立中 〇、〇〇七瓦	一立中 二、八四四瓦	痕跡	無	無	痕跡	痕跡	量	無	痕跡
							2mgO 一立中 〇、〇〇五瓦	CaO 一立中 〇、〇一九瓦		

昭和六年度

射水郡伏木町所在

伏木板紙株式會社工場排水

同

大日本人造肥料株式會社伏木工場排水

高岡市地子木橋側

千保川河水(染物工場及銅器工場排水流入)

高岡市繩手

丸二友禪工場排水

有澤橋側、新大橋側、萩浦橋側の三ヶ所に於ける神通川河水

島分橋側、守山橋側、城光橋側、伏木六渡寺渡上流の四ヶ所に於ける小矢部川河水

分析方法は前年度に同じく其成績次表の如し

採水會社名	場所	時日	温度(攝氏)	臭氣
伏木板紙株式會社	伏木町此社裏門 掛水口小矢部川岸	昭和六年五月十日	(氣温一七、〇〇) 二〇、〇	馬糞臭アリ
大日本人造肥料株式會社	伏木町此社裏側 方溝小矢部川岸	同上	(氣温一七、〇〇) 二五、〇	無
高岡市内染物及銅器工場排水流入 千保川河水	高岡市地子木橋側	昭和六年六月九日	(氣温二二、〇〇) 一八、五	無
高岡市丸二友禪工場	此工場ヲ距ル一町 上流千保川岸	同上	(氣温一九、五) 二〇、五	無
同上	同上	昭和六年八月四日	(氣温二八、〇〇) 二四、〇	臭氣アリ
大日本人造肥料株式會社	伏木町此社裏 側方溝小矢部川岸	同上	(氣温二八、〇〇) 三一、五	同上

備考	全固形物質ヲ燒キタルモノ
	一立中 〇、〇四三瓦
此汚水ニ對シテハ ハザルノ嫌忌試驗ヲ 施行セリ	一立中 〇、三一五瓦
	一立中 〇、〇七九瓦
一立中硫酸銅ト シテ十六、七瓦ヲ 含ム如シ	一立中 〇、〇六二瓦

時日	場所	小矢部川河水	備考	全固形物ヲ焼キタルモノ	全固形物質	浮游物ヲ燒キタルモノ	浮游物質	可酸化物質 (過剰消費量)	硝酸	亞硝酸
昭和六年十月十四日	西尾波郡 島分橋側		此汚水ニ對シテ 鮮鱈ノ燻度及 致死量ノ試驗ヲ 施行セリ	一立中 一、五四六瓦	一立中 四、二七三瓦	一立中 〇、六七一瓦	一立中 一、七七七瓦	一立中 一五八〇、〇瓩	無	無
昭和六年十月十五日	射水郡 守山橋側		同上	一立中 〇、三三三瓦	一立中 〇、三八四瓦	一立中 〇、〇一二瓦	一立中 〇、〇六〇瓦	一立中 九四、八瓩	無	無
昭和六年十月十一日	射水郡 城光橋側			一立中 〇、〇八一瓦	一立中 〇、一一七瓦	一立中 〇、〇一三瓦	一立中 〇、〇三〇瓦	一立中 六、一六瓩	無	無
昭和六年十月五日	射水郡 伏木六渡寺渡ヨ リ上流一町右岸			一立中 〇、三二〇瓦	一立中 〇、五〇〇瓦	一立中 〇、〇七七瓦	一立中 〇、一九三瓦	一立中 一一二〇、〇八瓩	無	無
同上	同中央上		此汚水ニ對シテ 鮮鱈ノ燻度及 致死量ノ試驗ヲ 施行セリ	一立中 〇、三三九瓦	一立中 〇、五四九瓦	一立中 〇、〇二七瓦	一立中 〇、〇五三瓦	一立中 一一三二、七二瓩	無	無
同上	同左岸上		同上	一立中 一、三八二瓦	一立中 一、九四七瓦	一立中 〇、五九三瓦	一立中 〇、七八八瓦	一立中 五八、七八瓩	無	無

鉛及銅	鐵	苦土	石灰	硫酸	鹽素	アンモニア	炭酸	硫化水素	含酸素	水素イオン濃度	色相
無	痕跡	2mgO 一立中 〇、〇一九瓦	CaO 一立中 〇、〇一五瓦	痕跡	Cl 一立中 〇、〇六九瓦	痕跡	無	無	一立中 二、〇	七、六	黄褐色ノ混濁ヲ 呈ス
無	Fe <sub>2</sub> 一立中 〇、〇一一瓦	2mgO 一立中 〇、〇一一瓦	CaO 一立中 〇、〇三二瓦	SO <sub>3</sub> 一立中 〇、〇八八瓦	痕跡	一立中 〇、〇七五瓩	無	無	一立中 三、五	五、三以下	薄キ白濁ニ黄味 ヲ帶フ
無	Fe <sub>2</sub> 一立中 〇、〇〇三瓦	2mgO 一立中 〇、〇一二瓦	CaO 一立中 〇、〇〇一瓦	無	痕跡	痕跡	無	無	一立中 四、〇	六、八	微黄色清澄
無	痕跡	2mgO 一立中 〇、〇二五瓦	CaO 一立中 〇、〇六一瓦	痕跡	Cl 一立中 〇、〇三五瓦	痕跡	無	無	一立中 一、〇	五、三	微紅色白濁アリ
無	Fe <sub>2</sub> 一立中 〇、〇〇三瓦	2mgO 一立中 〇、〇一四瓦	CaO 一立中 〇、〇一一瓦	無	一立中 〇、一三九瓦	一立中 〇、〇六三瓩	無	無	一立中 一、〇	六、五	暗紫色少シク濁 ル
無	Fe <sub>2</sub> 一立中 〇、〇〇五二瓦	2mgO 一立中 〇、〇二八瓦	CaO 一立中 〇、〇五〇瓦	SO <sub>3</sub> 一立中 〇、四六一瓦	痕跡	一立中 〇、〇六三瓩	無	無	一立中 四、〇	五、三以下	黒色ヲ帶ヘル 混濁水ナリ



温度(攝氏)	時 日	場 所	神 通 川	全固形物ヲ燒キタルモノ	全固形物質	浮游物ヲ燒キタルモノ	浮游物質	可酸化物質(過飽和消費量)	硝 酸	亞 硝 酸	鉛 及 銅	鐵
一〇、五	昭和六年十一月二十五日	婦貞上新川郡 有澤橋側		一立中 〇、〇五五〇瓦	一立中 〇、〇九〇〇瓦	一立中 〇、〇〇六八瓦	一立中 〇、〇〇八四瓦	一立中 三、七九瓩	無	無	無	痕跡
				一立中 〇、〇五五五瓦	一立中 〇、〇八六五瓦	一立中 〇、〇〇八三瓦	一立中 〇、〇〇九四瓦	一立中 五、五三瓩	無	無	無	痕跡
	同上	婦貞上新川郡 新大橋側		一立中 〇、〇九八五瓦	一立中 〇、一三九〇瓦	一立中 〇、〇〇三六七瓦	一立中 〇、〇〇四二一瓦	一立中 四、五〇瓩	無	無	無	僅少量
一一、五				一立中 〇、〇六一六〇瓦	一立中 〇、〇八六二〇瓦	一立中 〇、〇〇〇五七瓦	一立中 〇、〇〇一一〇瓦	一立中 四、五八瓩	無	無	無	僅少量
	昭和六年十一月二十八日	婦貞上新川郡 萩浦橋側		一立中 〇、〇三八〇〇瓦	一立中 〇、〇六三〇〇瓦	一立中 〇、〇〇〇二三瓦	一立中 〇、〇〇一一〇瓦	一立中 六、四七瓩	無	無	無	僅少量
八、五				一立中 〇、〇三八〇〇瓦	一立中 〇、〇六三一〇瓦	一立中 〇、〇〇〇三三瓦	一立中 〇、〇〇〇五三瓦	一立中 九、六三瓩	無	無	無	僅少量

苦 土	石 炭	硫 酸	塩 素	アンモニア	炭 酸	硫化水素	含 酸 素	水素イオン濃度	色 相	臭 氣	温度(攝氏)
僅少量	有	無	痕跡	無	無	無	一立中 四、〇	六、九	微黄土色ヲ帶ブ	無	一四、五
僅少量	有	無	痕跡	無	無	無	一立中 五、〇	七、〇	同上	無	一四、五
僅少量	有	痕跡	痕跡	痕跡	無	無	一立中 四、〇	七、〇	微黄土色ヲ帶ブ 少シ濁ル	無	一三、五
有	有	SO <sub>3</sub> 一立中 〇、〇七二瓦	Cl一立中 〇、〇三九五瓦	微量	無	無	一立中 四、〇	七、〇	微黄土色ヲ帶ブ	無	一九、〇
有	有	SO <sub>3</sub> 一立中 〇、〇三六六瓦	Cl一立中 〇、〇二七〇瓦	微量	無	無	一立中 四、〇	六、七	同上	無	一八、九
有	有	SO <sub>3</sub> 一立中 〇、〇五八二瓦	Cl一立中 〇、〇二六五瓦	微量	無	無	一立中 四、〇	六、八	同上	無	一九、〇

臭氣	色相	水素イオン濃度	含酸素	硫化水素	炭酸	アンモニア	鹽素	硫酸	石灰	苦土	鐵
無	清澄	七、四	一立中 四、五	無	無	無	痕跡	無	有	僅少量	痕跡
無	清澄	七、五	一立中 四、五	無	無	痕跡	痕跡	無	有	僅少量	痕跡
無	清澄	七、一	一立中 四、五	無	無	痕跡	痕跡	無	有	僅少量	僅少量

鉛及銅	亞硝酸	硝酸	可酸化物質	浮游物質	浮游物ヲ燒キタルモノ	全固形物質	全固形物ヲ燒キタルモノ
無	無	無	一立中 三、四八毫	一立中 〇、〇一〇二瓦	一立中 〇、〇一〇二瓦	一立中 〇、〇八八〇瓦	一立中 〇、〇六二〇瓦
無	無	無	一立中 四、六四毫	一立中 〇、〇一二八瓦	一立中 〇、〇一二八瓦	一立中 〇、一〇〇〇瓦	一立中 〇、〇七〇〇瓦
無	無	無	一立中 七、九〇毫	一立中 〇、〇一六九瓦	一立中 〇、〇一四七瓦	一立中 〇、一二四〇瓦	一立中 〇、〇八九〇瓦

汚瀆水の魚族に及ぼす影響

水槽及施行の方法

本試験に供用すべき水槽は内方長サ百二十浬幅三十二浬深サ二十二浬の木製槽にして甲號及乙號の二個を使用す、何れもコールタールを塗抹す  
 甲號水槽は上記水槽の前半を左右に區劃するため槽の中央縦に一方より長サ六十浬深サ二十三浬厚サ二浬の板を以て水密的に仕切り左右兩側より汚水及清水を各別に不絶注入し後半部に於て兩液混

合するものとし、槽内に供試魚を放ち主として嫌疑状況を観察するに供す。  
乙號水槽は上記水槽を眞鍮製金網を以て横に三區に仕切汚水原液を盛り更に汚水を不絶注加する装置となし各區劃に數尾の供試魚を放ち主として致死状況を観察するに供す。  
右の各水槽共約七八度の傾斜を保持せしめ上方より注加せる水は後方槽縁より護謨管をさいほとんどして排水す

#### 供試汚瀆水

汚瀆水を採水するに際し液温氣温水素イオン濃度及含酸素量は測定し之を内山式稚魚運搬器に汲み取り富山市外奥田又は射水郡淺井村の鮭鱒人工孵化場に搬入し運搬器を池水に浸漬し稚魚飼育水の温度に等しからしめたり

#### 昭和四年度

供試魚族は何れも健全と認めたるものを撰定し鮭稚魚にありては全長平均四厘五のもの、臍囊を有するものを使用し其の他鮭全長平均七厘三鮭全長平均十三厘等使用せり試験魚族は豫め各水槽に夫々當該液を盛りて上記魚類を夫々放養し水槽前端に置ける稚魚運搬器より汚瀆水若くは清水を水槽内に一齊に流下せしめ且つ槽内に各一本の寒暖計を配置せり。

稚魚運搬器より水槽内に流下する液體流速は液體の種類、液柱の高さ等により相異あるも平均一立を充すに約五十二秒を要せり

上記方法により時刻の経過、魚類の嫌疑状況、致死状態等観察せし結果次の如し

#### 成

#### 績

(一) 昭和四年四月五日婦負郡遠星村大日本人造肥料株式會社富山工場(硫酸アンモニア)の排泄試験

排泄液の採收所は工場より約四丁を距つる御門川に合流する地點を撰び同日午前九時半採收す時

に氣温 9.5 當液温 10. 當該液  $PH_{6.8}$ 。御門川の水温は 10. にして  $PH_{7.6}$  なりき採水後直ちに川船にて孵化場に搬入し午前十一時十五分到着直ちに飼育池に運搬器を入れて液温を調節せしめ午後一時試験を開始し午後五時終了す

甲號にありては鮭稚魚九尾を放養せしに試験開始後三十分にして汚瀆水の流入する側に向ふもの一尾もなく何れも清水注加する側にのみ游泳せり汚瀆水を注加するゴム管と清水を注加するゴム管とを取替へたるに同様の結果を得たり(午後二時液温 16.)

乙號の第一區に上記鮭稚魚三尾、ごちやう一尾、第二區には鮭稚魚三尾、鮎一尾、第三區、第四區は何れも第二區と同種となし第五區は鮎二尾を夫々放養せしに鮭稚魚は始め騒ぎたるも次第に靜穩に歸し試験終了まで異状を認めざりき(液温同上) 本號に鮎二尾を翌日午前七時半まで放置せしに死亡せず。

注意當該工場より排泄する汚瀆水質は時期時刻によりて肉眼的に著しく相違せるは小職等の目撃せし所にして其濃厚と認むる排泄液を本試験に採收し能はざりしは遺憾なりき依て更に同月六日同一場所にて採水試験せり

(二) 昭和四年四月五日同上會社の排泄液試験

同日午後七時上記(一)と同一場所にて排泄液を採收せしに氣温 9. 液温 8.  $PH_{10}$  にして午後八時半孵化場着一夜飼育地に浸漬す四月六日午前八時五十分試験を開始し午後二時終了す

甲號にては前回と同様の方法を施行せしに約二十分にして稚魚は汚瀆水の流入する側に來るものなし

乙號には各區に鮭稚魚各四尾宛(第五區に限り鮎一尾、鮭の臍囊を有するもの四尾)を放養す午後一時二十分氣温 20.3。水温 18.0. に至り臍囊を有するもの二尾死亡す、午後一時四十分に至り更

に一尾死亡せり時に水温 $20.5^{\circ}$ に達せり

注意本試験當日は気温上昇し且つ日光直射の下にて試験を施行せしため死亡魚の原因は汚瀆水によるものなりとのみは断定すべきものにあらざるべし

(三) 昭和四年四月十七日射水郡新湊町樺太木材紙料株式會社工場(バルブ)の排泄液試験

排泄液の採收所は工場より約三十間の下流にて少しく乳白色を呈せる小矢部川右岸にて同日午前  
十時二十分採了す時に気温 $11.5^{\circ}$ 水温 $15.5^{\circ}$ 該液 $Ph6.3$ 河水 $7.0$ なり自動車にて同日零時二十分  
孵化場に到着し直ちに飼育池に運搬器を入れて液温を調節す午後一時五十分試験開始し午後三  
時終了す

甲號に在りては稚鮭十尾を放養せしに午後二時半に至り十尾中八尾のみ清水注入部に集まり午後  
二時三十五分に至り全部清水部に集合汚瀆水の注入する所に趣かず

乙號にては各區に鮭稚魚二尾宛放養せしに午後二時十分に至り三尾横臥し二時三十五分に至り其  
の内一尾全く死亡し二時四十五分二尾死亡す

更に三時に至り残りの一尾も死亡せり時間の都合により残存せる該液を以て午後三時同一方法に  
より再度試験を施行せり其結果甲號にては四十分にして一尾も汚瀆水の注入する所に趣くものな  
し乙號にては午後三時十分に至り三尾横臥し三時二十五分内一尾死亡し三時四十分二尾死亡す  
更に該原液を砂にて濾過したるものに稚魚三尾を放養せしに(止水状態にして)試験開始後一時  
間十分にして二尾死亡し一時間半にして残り一尾も死亡す

注意本液の乳白色を呈するは主として晒白せられたる木繊維の存するが爲なり

(四) 昭和四年八月六日大日本人造肥料會社の排泄液試験

同日午後九時半前掲と同一方法にて同一場所にて採收す気温 $26.5^{\circ}$ なり該液 $Ph7.5$ 翌日午前九時試験

開始し午後二時終了す本試験に供せし魚族は鮎とす

甲號に在りては鮎三尾、虹鱒稚魚(全長九糎)一尾を放養せしに試験開始後一時間を経過するも  
嫌忌状態を示さず

乙號にては各區に鮎一尾宛を放養せしに一分間後に於て各區の鮎騒ぎ始め放養後二十五分にして  
第五區のもの槽外に飛出すこと三回に及びたるも死亡せるものなし

(五) 昭和四年八月六日上新川郡山室村第一ラミ紡績株式會社工場排泄液の試験

同日午後四時半同工場を距つる約三間の地點にて汚瀆液を採收す液は紫褐色を呈し液温 $17^{\circ}$ のと  
き鮎を放養せしに六分間にして倒立し二十分にして死亡せるを以て更に八月七日再試験を施行す

(六) 昭和四年八月七日同上工場排泄液試験

同日午後二時四十分同工場を去る約一町の地點にて用水に混和せるものを採取す時に気温 $25^{\circ}$ 液  
温 $20^{\circ}$  $Ph7.0$ を示せり

更に自動車にて孵化場に運搬し三時試験開始し午後五時終了す

甲號にては鮎二尾虹鱒稚魚二尾を放養せしに約三十五分にして虹鱒は清水部に集まりたるも鮎に  
は何等嫌忌状態を認めず然れども一時間後に至り鮎も汚瀆水の側に遡上するものなくゴーム管を  
取替へたるに兩種共直ちに清水部に移るを實驗せり乙號にては各區に鮎二尾、虹鱒各二尾宛をも  
養せしに試験終了まで異状を認むるを得ざりき

昭和五年度

供試魚族は何れも健全と認むるものを選定し河鱒稚魚は全長四糎内外虹鱒稚魚も畧々同全長のもの  
を使用し鮎は全長平均十糎六のものを使用せり其他實驗方法は前年に同じ

成績

(一) 昭和五年五月十三日西礪波郡石動町北國製紙株式會社(主として板紙製造)の排水試験  
 排泄液の採取場所は工場を距る約一町の専用水路にて午前九時三十分採收す時に氣温一九、液温一八多少黄色を呈す上記運搬器拾個に採收後自動車を用いて奥田孵化場に搬入せしは午後一時なりき當時氣温二〇、液温一七、五孵化場水温一四、五直ちに飼育池に運搬器を浸漬して液温と孵化場水温を一致せしめ午後二時半試験を開始し午後六時三十分終了す  
 甲號水槽にありては河鱒稚魚十五尾を放養せしに直ちに清水部に向ひ左右兩護謨管を取替へ見るも直ちに清水部に入り汚濁水部に入るものなし約三十分毎に上記方法により左右兩護謨管を取替へたるに試験開始後二時間にして一尾死し同三時間に及び更に一尾死亡し同四時にして更に三尾計五尾死亡せり

乙號水槽にありては液中の纖維眞鍮製織金網の目を埋め且つ色素のため魚體を透視し得ざるため試験困難を來し止むを得ず約十立入の硝子鉢を利用し之れに汚濁液を盛り前掲同様十五尾放養せしに約十五分にして著しく喧噪し試験開始後四十分にして横臥し同四十五分にして四尾死亡し同一時間にして計五尾死亡せり其の死亡のものにつき見るに全長の小なるもの程死亡の時期早し

(二) 昭和五年六月七日神通川上流高原川の汚濁水試験  
 採取地點は高原川の宮川に合流する約二、三十間の上流にして汚濁水の源泉は上流約三里半の地點に存する神岡鑛山の洗練所より排水するものを一旦沈澱池に導き其の上澄液なりと稱せらる採取時刻午前十一時十五分に於ける氣温二三、六水温一五、八水素イオン濃度七、九内外なり(宮川に於ける水況を見るに氣温二三、五水温一六、五水素イオン濃度七、九内外)採取後自動車を以て奥田孵化場に搬入せしは午後三時四十分なり直ちに孵化場水温と同一ならしめ河鱒稚魚六尾を之れに放養し清水にも同様放養せしに九日午前七時二十分まで雙方とも一尾の死亡せるものなし

し六月十一日午前七時に至り漸く三尾死亡し清水のもの四尾死亡せるを以てしても本液は直ちに有害なりと信するを得ず

然れども宮川、高原川兩河底に於ける同質と認むる石を採り其の表面に存する所謂水垢を採りて之れを檢鏡するに高原川分は浮泥多く硅藻の數一視野に付多くも八個皆無の場合も尠からざるに宮川分は浮泥少なく硅藻の數一視野に付尠くも十數個を算し其の結果宮川産水垢は酒精中に保存するときは著しく液體に着色せしむるも高原産には斯る現象を發見せず

宮川産硅藻の主なるものは *Synedra* の各種にして *Cymbella* sp. *Navicula* sp. 等之に次ぐ又高原川分は *Synedra* sp. *Navicula* sp. 等發見せらるるも其の數量極めて少なし

### (三) 昭和五年六月二十六日採取の汚濁水再試験

前項(二)を採取せし當時は汚濁著しからざるを以て更に該液の流出せし機を窺ひ該地方の住民に採取方を依頼せしに六月二十六日午前採取せし旨通知あり同二十七日自動車にて奥田孵化場に搬入し孵化場用水に浸漬し後前掲河鱒五尾を甲號水槽に放養す時に午後二時十五分なり其嫌惡模樣を見るに直ちに清水部にのみ集まるを見たり更に汚濁水のみを乙號水槽に盛り同様の稚魚五尾を午後二時十五分に放養せしに午後五時二十分に至るも死亡せしものなし

以上二試験により按ずるに神岡鑛山より高原川に排出する液は有毒物質とは認め難く若しありとするも微量と稱すべし其の乳白色に高原川及神通川の水を着色せしむるは寧ろ粘土質の流入によるものゝ如し

### (四) 昭和五年七月二十四日北國製紙株式會社の排水再試験

前掲同様方法により採取し自動車にて之れを孵化場に搬入し孵化場用水に浸漬し七月二十八日結に付試験す同日午前十時三十分に於ける氣温二七水温一八汚濁液温一八なり午前十時四十分試験

を開始し鮎五尾を甲號水槽に放養せしに汚濁液が藁纖維を多量に含有する結果水槽の底部を流れ鮎は皆上層を泳ぐ現象を呈せるにより水槽を約三十度に傾かしめたるに午前十一時十分になり始めて清水部注入口に向ひ十一時五十分にて清水部に集まり零時四十六分に至り二尾横臥し始め午後一時に至り他の三尾も共に横臥するに到れり

尙當該液を乙號水槽により試験せしに第一區乃至第四區は共に鮎一尾宛を放養し第五區には同全長のウグヒ一尾を放養せり午後零時二十五分試験を開始せしに零時三十分にして横臥せるを見たり或は水槽外に飛び出づるもの等ありたるも何れも零時三十五分内外にて死亡せり、然れども第五區に放養せしウグヒのみは死亡せず

(五) 昭和五年七月二十四日射水郡伏木町王子製紙株式会社伏木工場の排水試験排泄液の採取場所は同工場より小矢部川左岸に流出する所にて淡桃色を帯び採集後直ちに自動車にて奥田孵化場に搬入し孵化場用水中に浸漬し七月二十七日午前九時より試験に着手せり時に氣温二五、五水温一六汚濁水温一六甲號水槽に虹鱒九尾を放養せしに三十分にして清水部に集り汚濁水流出管と清水流出管とを交換せるに午前十時二十分に到るも汚濁水質を嫌忌する傾向少く依つて十時三十分此の試験を中止し更に乙號水槽により汚濁水のみを以て虹鱒により再試験せり  
試験開始後二時間半にして三尾腹部を上方にして泳ぎ同三時間五十分にして残りの二尾も同様の状況となれり

(六) 昭和五年七月二十四日午前射水郡伏木町王子製紙株式会社伏木工場の排水試験本排水液は乳白色にして前記同様に處理し七月二十七日午前十時五十分より河鱒稚魚を使用して試験せり甲號水槽により其の嫌忌程度を實驗せるに放養尾數五尾中一尾は直ちに清水部に趣き午後一時に到るも他の四尾は汚水清水混合部にありて他に移動せず試験開始後四十五分にして清水注入の管と汚

水注入の管を取換へたるも同様の結果を得たり

乙號水槽につき試験せしに午前十時五十分放養せし五尾の河鱒稚魚中一尾は試験開始後一時間五十分にして腹部を上に向け二時間後他の四尾も相前後して同様の状態を呈せり

(七) 昭和五年七月二十四日西礪波郡石動町石動丹礪注入所排水試験

採取地點は注入所より小矢部川に丹礪液の浸潤するものと思料せらるゝ地點にて採取し奥田孵化場に搬入七月二十七日虹鱒稚魚を使用し乙號水槽にて四時間試験せるも變化を認めず

(八) 昭和五年八月二十八日伏木町王子製紙株式会社伏木工場排水試験

前掲(六)と同一場所にて午前十時四十分採取し自動車にて奥田孵化場に搬入せしは午後零時十分分に汚濁水温二七、五なりしを以て孵化場用水中に浸漬して冷却せしめ午後一時三十分鮎につき試験を開始す甲號水槽に鮎五尾を放養せしに一時三十五分に四尾まで清水部に集まり最大の一尾のみ混合部に居残り一時五十分兩管を取換へたるに上記同様の結果を生ぜり二時八分更に兩管を轉換せしに二時十分になり清水の注入する方に鮎四尾集まり一尾のみは上記同様清水、汚濁水の混合液中に留まれり二時十五分にも管を取換へたるに七分後にして上記の結果を辿りき  
尙乙號水槽の各區に鮎五尾を放養せしに何れも直ちに浮上して頭部を水面に顯はし午後二時に喧擾し二時四分に到り第二區のもの倒立し飛び廻り四分を経て第一區のものど第二區のものど夫々横臥す然れども死するものなし午後二時二十分第三區のもの倒立す二時三十七分に到り全く死亡せるもの二尾なり(第一區第二區)同二時四十五分前後に到り残りの三尾共に死せり

(九) 昭和五年八月二十八日伏木町伏木板紙株式会社工場排水

採取場所は(六)と同一場所にして同様に處理して奥田孵化場に搬入し二十八日午後三時四分より鮎につき試験す

甲號水槽にて試験せしものにつき見るに三時三十七分まで即ち試験開始後三十三分にして五尾の鮎中三尾まで清水部に集まるも二尾は尙ほ清水、汚濁水混合部に残り、午後三時三十七分に汚濁水管と清水管とを交換せしに三時四十二分鮎五尾中二尾清水部に集まり三時四十七分汚水、清水交混部にありし一尾死亡す午後四時五十五分まで三尾相次ぎて死亡し生棲せるもの一尾となる此の一尾は常に清水注入口にありしものにして午後五時試験を中止せり

乙號水槽には鮎五尾を放養し午後二時六分試験開始す三時七分に到り各區の鮎夫々頭部水面上に時々露出して直ちに横臥す午後三時十一分前後に一尾も残らず死亡せり

乙號水槽につき三時十二分第二回の試験を鮎五尾につき施行せしに三時十四分頭部を水面上に露出し始め間もなく二尾横臥す同十五分に到り三尾となり三時二十分まで死亡數三尾に達す

更に第三回試験を行ひしに(三時二十五分開始)三分にして横臥し後八分にして三尾死亡し三時五十五分まで残りの二尾も死亡せり

昭和六年度

第一回試験

供試魚は健全と認めたるものを撰定し次の如き大きさのものを使用せり

鮎	平均体長	平均体量
河 鱒	四、二七糎	〇、七八瓦
鮎	二、一九糎	〇、〇八三瓦
鮎	八、三〇糎	四、四〇瓦
鮎	八、七〇糎	四、六〇瓦

昭和六年二月十三日より同二十三日の間に  
 孵化せしものなり  
 天然産にして當時孵化場外の小河に溯上せしものなり

(A) 昭和六年五月十一日射水部伏木町伏木板紙株式会社工場排水を採水し翌十二日之が試験を行ひたり其の結果次の如し

a 水槽記號 甲號

經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 十尾 河 鱒 五尾	(水温當初十二度)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	

b 水槽記號 乙號

經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	
經過時間	變化狀況	供試魚	鮎 二尾	(水温當初十三度半)
		變化時刻	午前九時五十五分	

經過時間	變化狀況	變區		經過時間	變化狀況	變區	
		時刻	魚			時刻	魚
午前九時五十分	開始	五分	鮭	午前九時五十分	開始	五分	鮭
同十時二十五分	二尾共死ス	五分	鱒	午前九時五十分	開始	五分	鱒
同十時十五分	二尾共死ス	五分	鮎	午前九時五十分	開始	五分	鮎
同九時五十分	直後ヨリ浮上ス	七分	鮎	同九時五十分	開始	七分	鮎
二分	死ス	二分	鮎	同十時二十分	二尾共死ス	二分	鮎
二十七分	死ス	二分	鮎	同十時十五分	二尾共死ス	二分	鮎

c. 前項の實驗に於て汚水の毒性激しかりしを以て約汚水四分淡水三分の割合に稀釋して水槽に盛りこれに汚水原液を注下せしめて之が魚体に及ぼす實驗を試みたり

水槽記號 乙號

經過時間	變化狀況	變區		經過時間	變化狀況	變區	
		時刻	魚			時刻	魚
午前十一時正	開始	六十分	鮭	午前十一時正	開始	六十分	鮭
午後一時十分	一尾死ス	百二十五分	鮎	午後一時十分	一尾死ス	百二十五分	鮎
同一時二十分	殘一尾尙生存ス	百四十五分	鮎	同一時二十分	殘一尾尙生存ス	百四十五分	鮎
午前十一時十分	開始	九十分	鮎	午前十一時十分	開始	九十分	鮎
午後零時二十分	一尾共死ス	九十分	鮎	午後零時二十分	一尾共死ス	九十分	鮎



變化状況	開	始	水中ヲ跳ヒ廻ル	一尾死ス	殘一尾死ス	開	始	二尾共水中ニ沈ム	二尾共死ス
經過時間		六十分		百三十分	百四十分		八十分		百分

(B) 昭和六年五月十一日射水郡伏木町大日本人造肥料株式会社工場排水を採水し翌十二日之が試験を行ひたり其結果次の如し

a 水槽記號 甲號

變化状況	開	始	清水ニ全部集リ追フモ汚水ノ方ニ行カズ	汚水及清水ノ注入口ヲ左右取換フ	汚水ヲ避ケ清水ニ集ル傾向アリ	再ヒ汚水及清水ノ注入口ヲ取換	二尾ノ外全部清水注入口ニ集ル
經過時間		十分	四十分	五十五分		八十五分	

b 水槽記號 乙號

變化状況	開	始	一尾仰向ケトナル	一尾死ス	殘一尾死ス	開	始	一尾死ス	殘一尾死ス
經過時間		五十三分	八十八分	九十六分		百三十三分	百四十三分		

變化状況	開	始	一尾横臥ス	一尾死ス	殘一尾死ス	開	始	一尾死ス	殘一尾死ス
經過時間		六十八分	七十八分	百三十三分		五十八分	百二十分	百四十三分	

(四) 第二回試験

供試魚は健全且殆んど同大のものを使用せり其平均体重及体長次の如し

平均体長	平均体長
鮎	九、八五種
鮎	九、〇三瓦
大二三、七〇種	一八、八〇
小一一、三〇種	一六、五〇瓦
鮭	八、四〇種
河鱒	三、四五種
國鱒	二、四六種
	〇、一三五

(A) 昭和六年八月四日射水郡伏木町大日本人造肥料株式會社工場排水を採水し翌五日之が試験を行  
ひたり其結果次の如し

a 水槽記號 甲 號

經過時間	變化狀況	供試魚	
		變化時刻	事項
	開始	鮎五尾 (水温當初十六度半)	鮭三尾 (水温上記二同シ)
五分	全部死ス	同九時五十分	同九時五十分
	開始	午九時四十分	同九時五十分
十三分	全部汚水ヲ集澁ケ清水ニ	八分	同十時八分
二十三分	全部死ス	同十時八分	午九時四十分
	開始	午九時四十分	同十時八分
二十三分	清水ニ集ル	同十時八分	同十時十
三十三分	死ス	八分	同十時十

水槽記號 乙 號

經過時間	變化狀況	供試魚	
		變化時刻	事項
	開始	河鱒三尾 (水温當初十五度半)	國鱒二尾 (水温當初十五度半)
十五分	明カニ清水ニ集ルヲ見	同十時四十分	同十時四十分
七十分	一尾死ス	同十一時四十分	同十一時十
八十分	一尾死ス	同十一時五十分	同十一時十
九十分	一尾死ス	十分正午	同十一時十
	開始	午前十時三十分	同十時四十分
十分	清水ニ集ル	同十時四十分	同十一時十
四十七分	一尾死ス	同十一時十分	同十一時十
八十五分	殘一局死ス	五十五分	同十一時十

變化狀況	變化時刻	供試魚	
		變化時刻	事項
開始	午前十時七分	鮎五尾 (五區二分チ入ル) (水温當初十六度半)	備考 五區共同様ナリシモ第一區殊ニ毒強ク見ラル
二尾共狂暴性ヲ示ス	同十時十七分	直後ヨリ狂亂シ遂ニ死ス	
二尾共横臥ス	同十時十八分	九分	
二尾共死ス	同十時三十五分	二尾 (水温當初十七度半)	

經過時間	變化狀況	供試魚		經過時間	變化狀況	供試魚	
		時刻	事項			時刻	事項
	開	午前十時十分	鮭三尾 (水温當初十七度半)	十分			
	始	同十時十二分	三尾共狂亂水底ニ沈ム	十一分			
二分		同十時十五分	三尾共死ス	二十八分			
五分	開	午前十時二十分	河鱒二尾 (水温當初十七度半)				
	始	同十時二十二分	二尾共狂亂水底ニ沈ム				
二分		同十時三十分	一尾死ス				
五分		同十時三十五分	殘一尾死ス				
二十分		同十時四十分					

c 前項bの實驗に於て汚水の毒性激しかりしを以て約淡水二分汚水一分の割合に稀釋して水槽に盛これに汚水原液を注下せしめて之が魚体に及ぼす實驗に試みたり

經過時間	變化狀況	供試魚		經過時間	變化狀況	供試魚	
		時刻	事項			時刻	事項
	開	午前十一時十八分	鮭二尾 (水温當初十六度半)				
	始	同十一時二十六分	二尾共苦悶ス				
八分		同十一時三十六分	一尾水底ニ沈ム				
十八分		同十一時四十分	一尾死ス				
二十二分		同十一時四十七分	殘一尾死ス				
二十九分							

(B) 昭和六年九月四日高岡市丸二友禪工場排水を採水し翌五日之が試驗を行ひたり其結果次の如し  
a 水槽記號 甲號

b 水槽記號 乙號

經過時間	變化狀況	供試魚		經過時間	變化狀況	供試魚	
		時刻	事項			時刻	事項
	開	午後一時二十分	鮭三尾 (水温當初十八度半)				
	始	同三時三十分	同				
百三十分		同四時					
百六十分							

經過時間	變化狀況	供試魚		經過時間	變化狀況	供試魚	
		時刻	事項			時刻	事項
	開	午後一時二十分	鮭一尾 (水温當初十九度)				
	始	同一時三十分	始メ槽外ニ飛ヒ出シ槽内ニ入レレバ浮上ス				
十二分		同一時三十分	死ス				
十七分		同一時三十分					
	開	午後一時二十分	鮭二尾 (水温當初十九度)				
	始	同一時三十分	一尾浮上ス				
十一分		同一時三十分	殘一尾浮上ス				
十五分		同一時三十分	殘一尾浮上ス				
二十分		同一時四十分	殘一尾死ス				
四十分		同二時					

變化状況	開	始	三尾共横臥ス	三尾共死ス
経過時間			一分	七分

前項の實驗に於て汚水の毒性激しかりしを以て約汚水二分清水一分の割合に稀釋して水槽に盛りこれへ汚水原液を注下せしめて之が魚体に及ぼす實驗を試すみたり

變化状況	開	始	鮎 二尾 (水温當初十九度)	
			午後一時五十九分	同 二時五十一分
経過時間			一尾浮上ス	變化ナシ
			五十二分	百五十一分

三、結 論

本試驗は昭和三年度に開始し其翌年よりは汚瀆水の分析のみに留めず併せて該水中の鮎鮭の稚魚を放ちて其嫌疑及致死の關係を測定して以て湖河魚族繁殖上に及ぼす影響を知らむとし本年度までに縣内小矢部川、神通川及白岩川等に排水する各種工場汚瀆排水を逐次試験したる成績は各年度毎に既に報告せり而して庄川、常願寺川、黒部川、早月川等は其流域に特に被害ありと認めらるゝ工場排水流出なきを以て施行せず又小矢部川に流出する伏木町所在電氣化學工業株式會社工場は此處一兩年休業せるを以て供試料を得る能はず同じく北海曹達株式會社工場の排水は暗渠を以て河中に

排出するを以て同場構内にて採水するの外なき故其交渉を爲せるも謝絶せられたるを以て乍遺憾これを欠くの止むなきに至れり他日手續を踏みて該排水の提出を要求して試験せむことを期するものなり

以上一應の試験を了したるも各工場の作業状況により汚瀆排水の含有物質及流量一定せざるを以て供試料採取の時期(月日及時間)により差異を生じ又之が流入する河川に於ても其時の河水量流入地點地形傍水の混入等により種々なる場合を生ずべきを以て此回の成績を以て湖河魚類に及ぼす影響を論斷する能はずこれを明確に爲さむとせば回を重ね精細に調査及試験するの必要あり如斯は周到なる準備の下に行はるゝものにして目下の本所としては其用意を欠く故に他日改めて施行せむことを期し此處には參考資料を得たるに止むるものとす

尙本試驗施行に關し富山上新川婦負水産會及二上村伏木町能村漁業組合より特に申請の次第もありたるを以て更に神通川及小矢部川に於ける工場排水の流入に依る汚染の程度を知らむとし其流域數ヶ所の地點にて河水を採取して其成分を檢定したる結果に付て少しく論せむとす

小矢部川流域にありては其上流より見れば先づ石動町に於て北國製紙株式會社工場排水注入あり其排出せられたる附近は常に馬糞臭を放ち下流數町に涉り汚塵沈澱して一見して河水を汚瀆すること多きを思はしむ其下流に木材に丹礬を注入せる殘流水を排出する所ありと雖も河水に混したる後は稀薄となりて分析するも其檢出を見るに至らざりき、それより下りて二上橋に至るや高岡市内の丸二友禪工場排水其他銅器製造工場排水等を受入る千保川の河水合流するも爲めに汚瀆せらるゝ程度は之を守山橋側及城光橋側の河水の分析結果を比較して知る如く殆んど其影響を認めざるも之を島分橋側の河水に比すれば漸く汚損せらるゝ如し更に伏木町に於ける王子製紙株式會社工場伏木板紙株式會社工場大日本人造肥料株式會社工場北海曹達株式會社工場新湊町に於ける樺太木材紙料株式

會社工場等の排水を包含する伏木河口附近の水は硫酸塩素アンモニアの存在を見又可酸化物質浮游物質全固形物の相当増加を知る就中硫酸の稍多きは注目すべきものとす如斯は明かに是等工場排水によりて汚濁せらるゝを証するものにして又坊間伏木港に入港する船舶は飲料用として城光橋下流鐵橋附近の河水を汲取ると傳へらるゝに徴するも肯定し得べし況んや各工場排水が魚族に及ぼす嫌疑及致死の状態は多少の差ありと雖も何れも有害なることを語れるに於ておやされば此等工場排水の流入せる河水が潮河魚類に對し如何なる程度の影響を與へつゝあるかは前述せる如く俄かに斷定し能はざるも將來汚濁排水の取締りに適當考慮を必要とすべきものと思惟す

神通川流域にありては其上流に神岡鑛山ありて爲めに本川混濁すと云はれ昭和五年婦負郡細入村なる宮川と高原川との合流點にて採水して分析及檢鏡せる結果これを稍肯定し得るも充分ならず昭和六年有澤橋側にて河水を採取し分析せる結果は問題とするに足らず次に大日本人造肥料株式會社富山工場排水の注入する井田川を合せたる新大橋側の河水を檢するに其汚濁せられたる徴候を認めず前記工場の排水は最初アンモニア及硫酸を著しく含有したりしが漸次減少せる如く時に汚水を排出するを目撃する由なれども新大橋側の河水を採取せる時は僅かにアンモニアの痕跡を認めたる程度なりきされど同工場の排水を直接受入る御門川水の井田川に流入する地點附近の狀況に付ては別に調査を要するものなるべし

更に神通川本流富山市外大正製麻株式會社工場排水第一ラミール紡績株式會社工場排水金山電化工業所工場排水及富山市内の下水を受入れたる河水を萩浦橋側にて採取して分析せる結果は前二者と大同小異にして論ずる程のもの無かりき僅かに可酸化物質浮游物全固形物に於て増加を認めたるのみにて之によりて見れば富山市外の三工場排水は其排水量僅少なるを以て稀釋せられて影響を與ふる所少なるべきかこれ亦他日の精査に俟つ所あるべし

### 漁業組合長會議の狀況

斯業の振興に關する諸般の重要案件を討議研究し其の實現を期する目的を以て本會主催の下に昭和六年十月二十八日午前十時三十分より縣會議事室に於て縣下漁業組合長、會議を開催せられたが當日の出席者は各漁業組合長本會役員、議員、職員等四十七名に達し濱田會長欠席に付柳川副會長代理開會の挨拶があつて議長席に就き各提出事項に付協議をなし午後三時閉會した、而して協議の結果は大要左記の通りである又請願する事項は十一月二十四日付を以て別項記載の通夫々發送し其の實現を期することに努めた

件名	協議ノ結果	提出者
一、現下漁村ノ不況ニ直面シ施設改善ヲ要求セントスル事項ニ付意見ノ發表ヲ望ム	雄神漁業組合ヨリ庄川下流通水ヲ良好ナラシメ且天然養殖ニ主力ヲ注ク様希望アリ 東水橋町漁業組合ヨリ縣水産會ノ施設事業ハ不況對策ニ關スルコトヲ主眼トサレタキ希望アリタリ	縣水産會
二、魚市場手数料輕減方勸奨ノ件	各魚市場へ勸奨スル外縣知事へモ請願スルコト 尙將來縣水産會ニ於テ共同販賣實施ヲ希望スルモノアリキ	同上
三、本縣水産製品取締規則第一條改正方建議ノ件	本年一月縣水産會ニ於テ水産製品檢査統一施行ノコトニナリタルヲ以テ同規定中同業組合ノ字句存置ノ必要ナキタメ改正方知事へ請願スルコト	同上
四、專用漁業權出願ニ對シ速ニ處分セララルル機其筋へ請願ノ件	農林大臣へ請願スルコト	同上

五、漁業遺難者救済資金充實ニ關スル件	趣旨ニ賛成ナルモ今少シ徹底シタル計畫樹立ノ必要アリトシ委員ヲ設ケ具休案作製ノ上更ニ協議ヲナスコト水産會ハ適當ノ時期ニ委員會ヲ開クコト委員ノ氏名大西篤示、網野彦左衛門、沙海昌、米谷源次郎、田島豊次郎、佐渡傳二、藤木治郎平、小松武五郎、漆間唯一、濱多與五郎	同 上
六、本縣漁業取締規則第二十二條ニ關スル件	網目ノ制限ヲ六、七、八ノ三ヶ月解除スルノ可否ニ付意見ヲ求メタルニ解除不賛成ノ者多數ナリキ	同 上
七、本縣漁業取締規則第二十五條改正方ノ件	河口附近ニ於ケル禁止漁具中手網ヲ除外セラレタキ意見ナリシガ研究ノ要アリトシ宿題トナス	經田村漁業組合
八、專用漁業免許處分速進ニ關スル件	前記(四)ト合併	氷見浦漁業組合
九、小矢部川河口及千保川筋有毒物流下防止方法ニ關スル件	各工場ノ排水調査促進方懸知事へ請願スルコト	二上村伏木町能町漁業組合
一〇、漁船及漁業稅廢減整理ノ件	知事へ請願スルコト	東水橋町漁業組合
一一、漁船及漁業者ノ遭難救済ノ件	前記(五)ト合併	同上
一二、櫻船底曳網漁業取締ノ件	知事及關係警察署長宛請願スルコト	同上
一三、煮乾鱈検査手数料減額ノ件	水産會へ經費ノ余サへ出來レハ相當低減ヲ計ル方針ナル旨答フ	同上

漁業組合長會議出席者

境村漁業組合長 水島 保 網  
宮崎浦漁業組合長 竹 谷 德 松  
東水橋町漁業組合長 小松武五郎  
同 事務員 黒田 義 則  
泊浦漁業組合事務員 竹中慶太郎  
五ヶ庄村赤川漁業組合 西井 芳 之  
事務員

生地浦漁業組合長 漆 間 唯 一  
石田村漁業組合理事 濱 松 與 三 八  
經田村漁業組合長 朝 野 收 次  
同 理事 朝 野 朔 郎  
道下村漁業組合長 谷 富 治  
魚津浦漁業組合理事 濱 多 與 五 郎  
魚津上口漁業組合長 水 口 九 郎  
同 理事 五十里 誠 一  
氷見浦漁業組合事務員 中 村 奥 右 衛 門  
西水橋町漁業組合長 藤 木 治 郎 平  
同 事務員 高 橋 安 次  
東岩瀨町漁業組合長 佐 渡 傳 二  
四方町漁業組合理事 蛭 谷 竹 次 郎  
放生津漁業組合長 沙 海 昌  
雄神漁業組合長 米 谷 源 次 郎  
同 事務員 森 田 豊 造  
二上村伏木町 中 井 與 太 郎  
能町村漁業組合長 中 田 友 二  
窪村漁業組合理事 小 間 久 太 郎  
地藏漁業組合理事 大 澤 弘 造  
阿尾漁業組合事務員 同 書 記

本會副會長 柳川 久 雄  
同 上野 八郎右衛門  
特別議員 小 島 省 吾  
議員 酒 井 彌 三 郎  
同 橋 文 藏  
同 崎 與 三 平  
同 佐 伯 有 平  
同 島 村 滿 彦  
同 栗 田 要 吉  
同 市 島 宇 八  
同 杉 本 作  
同 清 瀧 千 代 夫  
同 砂 原 作 治  
同 高 島 和 三  
同 清 水 定 雄  
同 岩 田 清 重  
同 窪 木 幸 作  
同 黒 田 克 彦  
同 矢 田 操  
同 木 村 良 作  
同 中 橋 清 雄

富水發第一二七號

請 願 書  
昭和六年十月二十八日本會主催の下に縣下漁業組合長會議を開催斯業振興に關する各種の案件に付協

議致候處別記事項請願の事に協議致候條何卒願意御採用の上速に御處置被下候様致度此段及請願候也  
昭和六年十一月二十四日

富山縣水産會長 濱田長次郎 印

農林大臣宛 (專用漁業權の分)

知事宛

沿海各警察署長宛 (機船底曳網取締の分)

富水發第一二七號

魚市場手数料輕減方ノ件

昭和六年十一月二十四日

富山縣水産會長 濱田長次郎 印

縣下各魚市場社長宛

縣下漁村不況ニ直面シ之レカ對策ヲ講シ其ノ振興ヲ期スルノ急務ナルヲ認メ去ル十月二十八日本會主催ノ下ニ縣下漁業組合長會議ヲ開催シ諸般ノ案件ニ付協議致候處其ノ内魚市場手数料輕減方ノ件ハ滿場一致ノ決議ヲ以テ其ノ實現ニ努ムルコトニ相成候ニ就テハ事情御推察ノ上此際相當手数料低減相成様御配慮相煩度理由ヲ具シ此段申進候也

理由

縣下ニ於ケル魚市場ノ手数料ヲ見ルニ最高一割、最低六分平均約八分ニ達スル狀態ナルガ近時魚價ノ低落著シキモノアリ(東京魚市場ノ取扱ニ係ル重要魚類ノ魚價ニヨレハ大正十三年ニ比シ昭和五年ハ平均約二割七分ノ低落トナル)爲ニ漁家ノ經濟極度ニ窮迫シ居レリ然ルニ魚市場手数料ハ依然好況時代ト同率ニシテ生産者タル漁民ハ其ノ苦痛倍々増大スルモノアリ漁民經濟ノ窮迫セルコト叙上ノ如クナルヲ以テ生産者ト消費者トノ間ニ介在セル魚市場經營者ニ於テモ特ニ理下ノ經濟狀態ヲ留意セラレ此際相當手数料ノ輕減實行ヲ期セラレムコトヲ切望ス

一、魚市場手数料輕減方ノ件

知事宛

理由

魚市場宛ノモノト同様

一、本縣水産製品取締規則中改正方ノ件

知事宛

理由

縣下重要水産製品ノ品質ノ改善統一ヲ計リ販路ノ擴張ト共ニ聲價ノ向上ヲ期スル目的ヲ以テ本會ハ本縣水産製品取締規則ニ基キ昭和四年二月ヨリ煮乾鰯、櫻乾鰯、藍甲蝦、煮乾蟹烏賊、捕鰯ノ五種ニ付製品検査ヲ施行シ又水見郡鰯製品同業組合ニ於テモ鰯製品ニ限リ同様検査施行シツツアリシガ本會ハ検査ノ目的達成上検査主体合併ノ必要ヲ高唱シ其ノ實現ニ努力ヲ拂ヒ御廳亦其ノ必要ヲ切實ニ認メラレ遂ニ本年一月御廳柳川商工課長殿ノ裁定ニヨリ本會ニ於テ検査統一施行ノコトニナレリ從テ現行縣令水産製品取締規則第一條中同業組合ナル文字ハ最早其ノ必要ナキニ至リタルノミナラス將來検査主体ノ兩立ヲ防止スル上ニ於テモ該文字削除ノ要アリト認メラルルニ依ル

(參考)

富山縣水産製品取締規則

第一條左ニ掲クル水産製品ハ本則ニ依リ縣水産會又ハ同業組合ニ於テ定ムル検査規定ニ依ル検査ヲ受ケタル後ニ非ザレハ之ヲ販賣譲渡、寄託シ又ハ之等ノ目的ヲ以テ縣水産會ノ定ムル所屬検査區域又ハ同業組合ノ地域外ニ移送スルコトヲ得ス

- 一、煮 乾 鰯
- 二、櫻 乾 鰯
- 三、藍 甲 蝦
- 四、煮 乾 蟹 烏 賊
- 五、捕 鰯

一、漁業税ノ輕減並種目整理ニ關スル件

知事宛

理由

現行縣賦課規則ニ依ル漁業税ハ其ノ權利又ハ行爲ニ對シ夫々課税セラルル制度ナルガ故ニ營業税ノ如ク其ノ收益ニ對シテ課税セラ  
ルモノニ比シ差異アルハ勿論ナリト雖モ漁業税ノ種目ハ其ノ數甚タ多キ爲實際納付スヘキ税額増大ナルニヨリ從來屢々之レカ輕減  
方ニ關シ請願シ居リタル次第ニシテ未タ充分ナル輕減ヲ見サルノ狀態ニアルハ寔ニ遺憾トスル所ナリ  
元來漁業ハ目的物ノ漁期ノ關係アリテ一年ヲ通シ一種ノ漁具ヲ以テ經營スルコト稀ニシテ少クモ數種ノ漁具ヲ使用スルヲ要ス從  
テ各種類別ノ税額ヲ加算スルトセハ實ニ多額ニ達シ尙此外漁船ニモ別ニ課税セラルルニ於テハ漁民ノ負擔過重ナリト云フベシ故ニ當  
業者ハ漁業取締規則ニ基ク漁業別ノ鑑札ヲ受クルヲ嫌ヒ惹テ之レカ取締上影響ヲ及ホスコト不韋、依テ漁業ノ實際ニ適合スル様漁  
業税ノ種目整理ヲナスト共ニ之レカ輕減ヲ計ルヘ不漁ト魚價低落ニヨリ窮乏セル漁村ノ救済策トシテ緊喫事ナリト認ムルニ依ル

一、機船底曳網漁業取締方ニ關スル件

知事宛

沿海各警察署長宛

理由

近時機船底曳網漁業ノ勃興ニ伴ヒ密ニ禁止區域(省令ニ依ル)ニ侵入操業スルモノ頻繁ニシテ沿岸漁業者ヲ脅威シツツアルモノアリ  
元來本漁業ハ螺旋推進器ヲ備フル船舶ニ依リ手續網、打瀬網、其他ノ底曳網ヲ使用シテナス漁業ニシテ其ノ漁法ヨリ見ルモ海底魚ヲ  
目的トシ極メテ精巧ナル漁具ナルヲ以テ酷漁濫獲ノ弊アリ、故ニ沿岸漁場ノ荒廢ヲ招來スルコト甚シク實ニ憂慮ニ堪エサル所ナリト  
ス、殊ニ本縣ハ古來沿岸漁業ヲ以テ生計トスルモノ多數アリテ其ノ打擊ノ甚大ナルコト論ヲ俟タズ現在ノ禁止區域ヨリ見ルモ富山灣  
内ニテハ操業スル余地ナキニ付此ノ点充分御察察ノ上取締ニ關シ御高配賜ハランコトヲ望ム

一、小矢部川河口及千保川筋有害物流下防止ニ關スル件

知事宛

理由

小矢部川ハ古來鮎、鮭、鱒、其ノ他淡水魚族ノ棲息ニ適シ水産上重要ナル河川ニシテ其ノ年産額數萬圓ヲ算シ沿川漁民千余人ノ生計  
ヲ保持シ來リシカ近年額ニ漁獲減少ノ傾向ニアルハ寔ニ遺憾ニ堪エサル所ナリトス、以上ノ原因多々アリト雖モ就中小矢部川河口附  
近ヲ始メ、千保川筋ニハ諸種ノ工場アリテ其ノ排出スル有害物質ノ遺棄流下ニ起因スルコト亦大ナルモノアルト認メラレ從來屢々本  
件ニ關シ之レカ調査方請願シタリシニ御聽ニ於テモ其ノ必要ヲ認メラレ縣水産講習所ニ於テ目下水質汚濁ニ關スル調査施行中ナリト  
聞及フモ此際之レカ調査ノ速進ヲ期セラルト共ニ其ノ真相ノ發表ニヨリ魚族ニ有害ナル物質ニ關シテハ流下ヲ防止スルニ適當ナル  
方法ヲ講スルハ現下河川漁業衰退ノ實情ニ鑑ミ緊要ナリトス依テ此際更ニ一段ノ御高配ヲ賜ハランコトヲ望ム

一、専用漁業權出願處分促進方ノ件

農林大臣宛

理由

本縣下漁業組合中専用漁業權ノ出願件數十五件(新規十件、變更五件)ニ達スルカ出願以來數年ニ及フモ未タ處分ヲ見サルモノアル  
ノ狀態ニシテ組合員ノ漁場利用上遺憾不韋且又處分ノ遅延ハ將來徒ニ出願ヲ躊躇セシムルニ至ルヘク惹テ組合ノ維持發達ニモ影響ス  
ルモノアルヲ以テ右事情御洞察ノ上速ニ處分セラルル様御高配賜ラムコトヲ望ム

水産製品検査の状況

本會は縣下水産製品の改善統一を圖り併せて販路の擴張と共に其の聲價の向上を計る目的を以て本縣水  
産製品取締規則に基き昭和四年二月より製品検査を施行し着々其の實績を擧げてゐるが其の状況を左表  
に掲げて参考に供することにした。

等級別検査數量比較

(▲印は減)



品名	年度			優等品	一等品	二等品	三等品	合計	摘要
	昭和四年度	昭和五年度	比較増減						
煮	六,五二五,〇〇〇	六,九九九,〇〇〇	▲七六四,〇〇〇	二九六,八四一,〇〇〇	三,一九二,〇〇〇	三,一〇五,八〇〇	五〇五,〇〇〇	三三八,三九四,八〇〇	
乾	—	八二,九九九,〇〇〇	▲八二,九九九,〇〇〇	一三六,八五,〇〇〇	三七,二九八,〇〇〇	—	—	二五七,五九八,三〇〇	
櫻	—	—	—	七三,五九一,五五〇	二四,八二三,四三〇	一,五三二,一〇〇	九九,九四六,〇八〇	—	
乾	—	—	—	一九〇,七八二,八二〇	八九,四〇三,八〇〇	六一,六八三,五〇〇	三四一,九二九,二〇〇	—	昭和六年一月水見郡製菓品同業組合は検査を廢し本會にて統一施行により増加
櫻	—	—	—	—	—	—	—	—	
鱈	—	—	—	—	—	—	—	—	
比較増減	—	—	—	—	—	—	—	—	
煮	—	—	—	二八,二九〇,八〇〇	二〇,〇三四,二〇〇	一,四三五,一〇〇	六〇,一五二,四〇〇	四九,七六〇,一〇〇	
乾	—	—	—	—	—	—	—	—	
鱈	—	—	—	—	—	—	—	—	
甲	—	—	—	—	—	—	—	—	
蝦	—	—	—	—	—	—	—	—	
比較増減	—	—	—	—	—	—	—	—	
賊	—	—	—	—	—	—	—	—	
鳥	—	—	—	—	—	—	—	—	
蟹	—	—	—	—	—	—	—	—	
乾	—	—	—	—	—	—	—	—	
煮	—	—	—	—	—	—	—	—	
比較増減	—	—	—	—	—	—	—	—	
蝦	—	—	—	—	—	—	—	—	
甲	—	—	—	—	—	—	—	—	
蝦	—	—	—	—	—	—	—	—	
比較増減	—	—	—	—	—	—	—	—	

品名	年度		
	昭和四年度	昭和五年度	比較増減
鹽	—	—	—
獅	—	—	—
比較増減	—	—	—

昭和六年度分は本稿締切までに集計出来ざりしため次號に掲記したし

區域別検査數量比較

(▲印は減)

品名	年度			第一區	第二區	第三區	第四區	第五區	合計
	昭和四年度	昭和五年度	比較増減						
煮	三,二一五,〇〇〇	三,一八二,五〇〇	▲三二,五〇〇	—	—	—	—	—	三三八,三九四,八〇〇
乾	—	—	—	—	—	—	—	—	二五七,五九八,三〇〇
櫻	—	—	—	—	—	—	—	—	八九,七九六,五〇〇
鱈	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比較増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
煮	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乾	—	—	—	—	—	—	—	—	—
櫻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鱈	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比較増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—
煮	—	—	—	—	—	—	—	—	—
乾	—	—	—	—	—	—	—	—	—
櫻	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鱈	—	—	—	—	—	—	—	—	—
比較増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—



検査製品縣外販出高

(昭和五年度)

道府縣名	製 品 名	煮 乾 鰯	櫻 乾 鰯	鱈 甲 蝦	煮 乾 鱈 魚 賊	鹽	鱒
大阪府		500	143,000	20	750		1,950
京都府			59,000				876
兵庫縣		500	34,986	50	5,456		300
長野縣			3,718	63			767
廣島縣		30,000	11,210		1,400		
愛知縣			9,473				
岡山縣			6,410	1,100			
岐阜縣		5,330	4,010	100			
滋賀縣			3,960				150
群馬縣		3,028	3,300				
三重縣			3,310				
新潟縣		3,670	3,180		1,200		
和歌山縣			3,000				
石川縣		5,879	2,760				
山口縣			2,700	500			
福井縣			2,200				

道府縣名	製 品 名	煮 乾 鰯	櫻 乾 鰯	鱈 甲 蝦	煮 乾 鱈 魚 賊	鹽	鱒
宮城縣			1,610				
栃木縣		113	1,610				
秋田縣			1,500				
山形縣			1,500				
神奈川縣			1,500		979		
福岡縣			1,500	1,100			
山梨縣		3	1,360		900		
北海道		9,085	1,360				
奈良縣			1,041				
香川縣			1,010				
東京府		180	990		13,835		
青森縣			900				
鳥取縣			700				
靜岡縣			681				
樺太縣		1,171	480				
福島縣			480				
福島縣			480				
熊本縣			450				
大分縣							



二、検査指導の場所及船數

月	日	場所	検査指導を受けし船數
九月	十三日	氷見町	一四
九月	十五日	新湊町	一二
九月	十七日	四方町	六
九月	十八日	魚津町	八
計			四〇

検査を行ひたる機関

検査ノ番	検査ノ日	検査ノ場所	据付船名	機関種類	機関馬力	機関製作所
1	一二日	氷見町	無名	電気着火	三、五	島本鐵工所
2	同日	同	中波丸	火球、注水	二〇	佐賀造船鐵工所
3	同日	同	無名	同	三〇	神戸發動機製作所
4	同日	同	無名	電気着火	三、五	島本鐵工所
5	同日	同	無名	同	二四	不明(千早商會抜)
6	同日	同	第三有磯丸	火球、無水	二五	新潟鐵工所
7	同日	同	第二有磯丸	火球、注水	四〇	佐賀造船鐵工所

順	検査ノ日	検査ノ場所	据付船名	機関種類	機関馬力	機関製作所
8	一三日	同	無名	電気着火	一二	同
9	同日	同	無名	同	三、五	前原鐵工所
10	同日	同	無名	火球、無水	五	松原鐵工所
11	同日	同	無名	電気着火	三、五	オリエンタル
12	同日	同	無名	同	一五	小林鐵工所
13	同日	同	松榮丸	火球、無水	一五	松原鐵工所
14	同日	同	無名	同	一〇	鍛冶鐵工所
15	一四日	新湊町	傳吉丸	火球、注水	一〇	佐賀造船鐵工所
16	同日	同	榮吉丸	同	六	同
17	同日	同	長寶丸	同	六	同
18	同日	同	新寶丸	同	一〇	同
19	同日	同	寶久丸	同	八	同
20	同日	同	仁寶丸	同	六	同
21	同日	同	善興丸	同	八	同
22	一五日	同	佑幸丸	同	四〇	同
23	同日	同	幸興丸	同	一〇	同
24	同日	同	同	同	一〇	同
25	同日	同	同	同	二	佐賀造船鐵工所
26	同日	同	同	火球、無水	三五	山陽鐵工所

40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
同	同	同	同	同	同	同	一八日	同	同	同	同	同	一六日
同	同	同	同	同	同	同	魚津町	同	同	同	同	同	四方町
本三丸	濱住吉丸	平海丸	無名丸	高濱丸	朝日丸	共進丸	笠岡丸	共寶丸	住吉丸	大平丸	平和丸	瑞穂丸	無名丸
火球、注水	電氣着火	火球、注水	電氣着火	同	同	同	火球、注水	同	同	同	同	同	電氣着火
一五	五	六	三、五	八	一〇	一〇	六	七	八	六	五	五	五
阪神鐵工所	戶畑鑄物株式會社	奧村鐵工所	戶畑鑄物株式會社	日本鐵工株式會社	同	同	佐賀造船鐵工所	同	林鐵工所	興十田鐵工所	小林鐵工所	濱田鐵工所	林鐵工所

検査官は各機關に就き既往、現在の状態を調査し故障あるものは其の原因を明にし是れが處置並將來取扱上に關する指導を行ひたり

併して機關取扱者中各自の擔當せる機關の重要寸法を知らざる者潤滑油の消費量に對し注意を缺く者、機關の掃除及バルブ等の摺合を爲すことを怠る者等あり又故障あるも其の原因を不明の儘放置する者あるは甚だ遺憾にして尙豫備品を小道具類と同一容器に收め錆を生ずるも一向意に介せざるが如き者を見

受けたり斯の如きは今後充分注意を拂ふの必要あるべし

### 昭和六年度本會施行の河川養殖事業の狀況

輓近水力電氣事業の勃興に依り河川に堰堤を築設するもの多く爲に鮭、鱒、鮎等の湖上降下を阻害し漸次漁獲減少するに至りたるため庄川、神通川、黒部川の三大河川に就き本會に於て左の養殖事業を施行し一面縣へ鮭鱒族の孵化放流事業を委嘱しこれが補殖を計れり

#### 一、庄川筋

##### イ、琵琶湖産小鮎の移殖

放流月日	放流場所	發送尾數	斃死尾數	斃死率	放流尾數	放流尾數中標識放流數
五月十九日	元雄神村地先元雄神橋下	10,000	50	11.5%	1,950	1,000
同	大田村地先大田橋下流三百米	10,000	0	0%	9,000	1,000
同	大門町地先雄神橋下	10,000	0	0%	9,000	1,000
計		30,000	150	1%	38,100	1,950

標識魚とは放流魚の脂鰭を截除し成長、分布並に在來鮎との區別に供せんが爲行ひたるものなり、尙上表の外割増尾數の約八千尾も同時に放流なしたり

##### ロ、鰻兒の移殖

放流月日	放流場所	購入數量	斃死數量	斃死率	放流數量
自五月十日 至五月十一日	大門町地先庄川和田川合流地	三〇八、〇〇〇	五、六三〇	一、八四	三〇二、三三〇
自五月六日 至五月八日	太田村地先太田橋上流三百米ノ地点	八〇、〇〇〇	〇、三三〇	〇、四六	七九、六三〇
自五月五日 至五月八日	元雄神村地先元雄神橋上流五〇米	一一一、〇〇〇	一、四一〇	一、二五	一一〇、五九〇
計		五〇〇、〇〇〇	七、四五〇	—	四九二、五五〇

鰻兒は利根川、霞ヶ浦産の一尾平均三夕内外のものにして原産地より客車積とし高岡驛に到着したるものは運搬距離の遠近に依り貨物自動車、荷車、自轉車等にて運搬放流なしたり

### ハ、鰻兒の放流

放流月日	放流場所	運搬數量	斃死數量	斃死率	放流數量
自十一月五日 至十一月八日	能町村地先	一〇四、〇〇〇	七〇	〇、〇六	一〇三、九三〇
自十一月五日 至十一月八日	大門町地先	一、〇一四、〇〇〇	一、七六〇	〇、一七	一、〇一二、二四〇
自十一月七日 至十一月八日	太田村地先大田橋下	一〇一、〇〇〇	—	—	一〇一、〇〇〇
自十一月八日 至十一月八日	元雄神村地先元雄神橋下	一一〇、〇〇〇	—	—	一一〇、〇〇〇
同	東山見村地先藤掛橋下	七三、〇〇〇	—	—	七三、〇〇〇
自十一月七日 至十一月九日	東山見村小牧堰堤船着場	八三三、二九〇	二、二四五	〇、二六	八三一、〇四〇
自十一月九日 至十一月七日	利賀村大牧温泉地先	六二、九〇〇	—	—	六二、九〇〇

右放流に要したる鰻苗は一尾平均一〇夕の眞鰻當才兒にして何れも縣下養鰻業者の生産したるものなり

### ニ、公魚人工孵化放流

茨城縣水産試験場より霞ヶ浦産公魚卵八百四十万粒を購入し内六百万粒を小牧堰堤プール間大牧地先、祖山堰堤プール間大島地先の二個所に收容し二百四十万粒は廣上淡水魚族増殖場に收容し目下人工孵化施行中なり

### 二、神通川筋

#### イ、鮎人工孵化放流

- 一、採卵並放流場所 神通川本川聯隊橋上流五百米
- 二、採卵期間 自十月三日 至十月十三日
- 三、採卵數 約三三、八一七、六〇〇粒
- 四、孵化放流月日 自十月十四日 至十月二十日
- 五、放流尾數 約二八、七四四、九六〇尾
- 六、孵化率 八五、〇パーセント

#### ロ、稚鮎掬揚放流

神通川支流井田川へ注ぐ牛ヶ首用水筋高岡電燈株式會社第三發電所堰堤下に謂集せる稚鮎は湖上不  
能のため發育不良なるに鑑み左の通り掬揚放流をなしたり

- 一、放流場所 婦負郡熊野村土淵地先神通川本川
- 二、採捕放流期間 自五月二十六日 至六月三十日
- 三、採捕漁具 四ツ手網
- 四、放流尾數 一一、九三〇尾

### 三、黒部川筋

#### イ、琵琶湖産小鮎の移殖

放流月日	放流場所	發送尾數	斃死尾數	斃死率	放流尾數	標識尾數
自五月八日 至五月十二日	内山村宇奈月地先	四〇、〇〇〇尾	三六〇尾	〇、九〇%	三九、六四〇尾	一、三〇〇尾
五月八日	下立村地先愛本橋下	二〇、〇〇〇	二〇〇	一、〇〇%	一九、八〇〇	八三
五月十二日	飯野村地先黒部橋下	二〇、〇〇〇	一〇〇	〇、五〇%	一九、九〇〇	八〇〇
計		八〇、〇〇〇	六六〇	—	七九、三四〇	二、九三三

尙右の外割増尾數約一万二千尾も放流なしたり

本會より本縣へ委囑せる鮭鱒族孵化放流事業は次の如し

- 一、庄川 鮭 四五萬粒 鱒 七四萬粒 河鱒 七萬粒 虹鱒 七萬粒
- 一、黒部川 鮭 五〇萬粒 鱒 五〇萬粒
- 一、神通川 鮭 二〇萬粒

### 郡市水産會補助金交付

本會は郡市水産會の活動を助成するため六年十二月五日付を以て左記の通り補助金を交付した

會名	補助金交付額
下新川郡水産會	金貳百貳拾八圓
中新川郡水産會	金百九拾六圓
上新川水産會	金百九拾六圓
富山上新川婦負水産會	金百參拾八圓
射水郡水産會	金貳百拾七圓
氷見郡水産會	金貳百貳拾五圓
計	金千貳百圓

### 水産施設事業獎勵金交付

本會は水産施設事業獎勵のため出願十件の中により最も適切なるものを選び七年一月二十九日付を以て  
左記の通り獎勵金を交付しこれを助成することにした

交付先	事業の種類	交付金額
宮崎浦漁業組合	和布共同販賣	金貳拾圓
問島新村漁業組合	石花菜養殖	金參拾圓
魚津浦漁業組合	水産補習教育普及	金貳拾圓
崎與三平	鯉養殖	金拾八圓
二上村伏木町能町村漁業組合	鯉養殖	金貳拾貳圓
庄東漁業組合	鰻苗放流	金貳拾五圓



中新川郡割煮乾鰯同業者組合 割煮乾鰯販路擴張  
 阿尾漁業組合 柔魚加工試験 金貳拾五圓  
 金四拾圓

縣下に於ける魚族孵化場一覽

一、庄川筋

事項	廣上淡水魚族養殖場	大島孵化場	下田孵化場
位置	射水郡淺井村廣上	東礪波郡平村大島	東礪波郡利賀村下田
敷地面積	三、六一四坪	二、二二五坪	六坪
飼育池面積	一、〇七二坪	一	一、四坪
孵化室面積	五六坪	二〇坪	六坪
其他ノ建坪	事務室、舍宅、調理室、倉庫六八坪	事務室	一
孵化槽	アットキンス式 六〇個	ストーン式 二二個	アットキンス式 二個
使用水量	毎秒 一五個	〇、〇二個	〇、〇一個
孵化能力	五五〇万粒	米國鱒卵 六〇万粒	米國鱒卵 二四万粒
飼育能力	鮭稚魚孵化後四ヶ月五五〇万尾	鱒稚魚二ヶ月 六〇万尾	胎囊吸收迄 二四万粒
所有者	富山縣水産會	富山縣水産會	富山縣水産會
建設年	昭和六年	昭和三年	昭和四年

二、神通川筋

奥田孵化場

位置	孵化室建坪	孵化槽	孵化能力
上新川郡奥田村東田地方町	四五坪	アットキンス式	二二坪
事務室人夫倉庫	二八坪	孵化能力	一八〇万粒
其他ノ建坪	〇、〇二個	鮭	八〇万粒
使用水量	八〇万尾	所有者	富山上新川鱒貝水産會
飼育能力	一八六坪	建設年月	明治二十六年十一月
敷地面積			

尚富山縣水産會では神通川筋に於て鮭百万粒の孵化能力を有する孵化場建設計畫中にて目下土地撰定中なり

三、黒部川筋

事項	宇奈月淡水魚族養殖場	音澤假孵化場
位置	下新川郡内山村宇奈月	下新川郡愛本村音澤
敷地面積	六二〇坪	四〇坪
飼育池面積	三三〇、九坪	一八、〇坪
孵化室面積	一五、七坪	一〇坪

其他ノ建坪	舎宅、事務室倉庫、調理室	三三、八坪
孵化槽	机型	一〇個
使用水量	毎秒	四個
孵化能力	鮭卵	一〇〇万粒
飼育能力	四ヶ月飼育	一〇〇万尾
所	富山縣水産會	
室内孵化池ヲ代用ス		〇、五個
鮭	富山縣	一〇〇万粒
	(大正十五年建設)	

但し字奈月淡水魚族養殖場目下建設工事中にして本年六月完成の豫定なり

### 鰯標識放流の成績

本縣定置漁業研究會では鰯の洄游状況を調査するため昭和二年以來鰯の標識放流を施行してゐるが其の成績は次の如くで大体北東より陸岸に沿ひ能登を経て南下することが證明された、然し他府縣で放流したものが本縣で未だ再捕された事實がないのは遺憾である故に今後北海道又は新潟縣で標識放流を施行さるゝ様希望してゐる

年	放流の部	再捕の部
昭	日	時
昭	十一月	十一月
	時	時
	射水郡	石川縣鹿島郡
	新平塚	端
	種類尾數	尾數
	二〇	二

年	和	昭	年	和	昭	年	三	和	昭	年	二	和
	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後	午後
	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時	五時
	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡	射水郡
	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島	島
	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ	ブリ
	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月	十二月
	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前	午前
	八時	八時	八時	八時	八時	八時	八時	八時	八時	八時	八時	八時
	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡	氷見郡
	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵	淵
	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ	フクラギ
	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

昭和六年		昭和七年	
十二月八日午後三時三十分	射水郡新平塚	十二月九日午前九時	射水郡大神樂
十二月十五日午後五時	氷見郡松ヶ崎	十二月十六日午前八時	氷見郡岩崎
		十二月十六日午前七時三十分	石川縣鹿島郡岸端
		七月一日	網
		七月一日	フクラギ

### 漁業組合規約例の改正

現在の漁業組合規約は明治四十四年漁業法改正當時に定められたもので其後約二十ヶ年を経過し現在に於ては漁村の實情、時代の變遷に副はない點が尠くないので今回改正せらるゝことになつた、而して改正の主なる點は大體次の如くである

- 一、從來の規約例には組合長の権限の定めがないので新に之を明記されたこと
- 一、役員及總代の缺格條項を新に規定されたこと
- 一、通常總會（總代會を設くる組合に在ては通常總代會）を年二回開催することに改め第一回の總會又は總代會では前年度の經費の收支決算書、剰余金の處分書、財産目録及事業報告書等を提出して其の承認を求め、第二回の總會では翌年度の經費の收支豫算及分賦收入方法を附議せしむること
- 一、總會に代るべき總代會を設けたときは總會と總代會の權限の區別を明かにする必要があるもので第四章の二を新に設けたこと
- 一、組合の行ふ共同施設の種類も最近漸次増加して來たので之に順應して主なる共同施設の執行に關する規定を新に設けたこと

### 漁業組合及漁業組合聯合會狀況 (昭和五年度)

組合又ハ聯合會名	組合員數 又ハ加入組合數	經費決算 支出額	積立金總額		負債總額	共同施設事業ノ概況
			基金	基金以外		
境村漁業組合	五六	八二〇.〇〇	一〇〇	一	一〇〇	遭難救恤 魚付林補植 共同購買
宮崎浦漁業組合	一七五	一、六三八.〇〇	一、九〇.〇〇	一、九〇.〇〇	三、九〇.〇〇	蓄殖保護 訓育 遭難救恤 共同購買
五ヶ庄村赤川漁業組合	二六	三六一.〇〇	一四四.〇〇	九四.〇〇	三三八.〇〇	遭難救恤 訓育 共同購買
泊浦漁業組合	二六	一、四二〇.〇〇	六六〇.〇〇	〇	六六〇.〇〇	海岸警備經費 種類信標電燈料
上原村吉原漁業組合	五三	八三〇.〇〇	一五〇.〇〇	一一〇.〇〇	三六〇.〇〇	警備經費 種類信標電燈料
飯野戸崎浦漁業組合	二七	五七〇.〇〇	八五〇.〇〇	〇	八五〇.〇〇	警備經費 種類信標電燈料

四方町漁業組合	計	漁東業岩組瀨合町	計	漁西業水組橋合町	漁東業水組橋合町	滑川浦漁業組合
一	一	三	三	三	三	一
八二	六八	六八	三〇六	八二	八一	一四三
五二〇,〇〇	三,八六九,〇〇	三,八六九,〇〇	四,九六六,〇〇	一六三,〇〇	四,六一五,〇〇	二〇八,〇〇
一,三三〇,〇〇	二,八九三,〇〇	二,八九三,〇〇	一,一九九,〇〇	一五七,〇〇	八二六,〇〇	二二六,〇〇
一,三三〇,〇〇			六六五,〇〇	三〇〇,〇〇	五〇五,〇〇	一三〇,〇〇
三,一四七,〇〇	二,八九三,〇〇	二,八九三,〇〇	一,八六四,〇〇	一八七,〇〇	一,三三一,〇〇	三五六,〇〇
四,五〇〇,〇〇	二,六〇〇,〇〇	二,六〇〇,〇〇	一,二五五,〇〇		一,二五五,〇〇	
貯雪事業 資金貸付 共同購買 警備 遭難救恤 漁船建造	共同販賣 資金貸付 事業補助 遭難救恤	資金貸付 遭難救恤	資金貸付 遭難救恤	資金貸付 共同購買 警備 遭難救恤 漁船建造	資金貸付 共同購買 警備 遭難救恤 漁船建造	貯雪事業 資金貸付 共同購買 警備 遭難救恤 漁船建造
純利 貸付金額 取撥高 利息 種類 件數	取撥高 手續料 貸付金額 利息 種類 件數	貸付金額 利息 種類 件數	貸付金額 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數 發動機漁船一隻	取撥高 利息 種類 件數 發動機漁船一隻	純利 貸付金額 取撥高 利息 種類 件數
五八〇圓 六三〇圓 四八〇圓 二四〇圓 三、七〇〇圓 七〇〇圓	一、四〇〇圓 五〇〇圓 二、八〇〇圓 二、八〇〇圓 五〇〇圓 二〇〇圓	二、六〇〇圓 六〇〇圓 二六〇圓 二件	二、六〇〇圓 六〇〇圓 二六〇圓 二件	二、八〇〇圓 二、七〇〇圓 二、五〇〇圓 二、五〇〇圓 二、五〇〇圓 二、五〇〇圓	二、八〇〇圓 二、七〇〇圓 二、五〇〇圓 二、五〇〇圓 二、五〇〇圓 二、五〇〇圓	四八〇圓 二四〇圓 三、七〇〇圓 七〇〇圓

九七

計	魚津浦上日漁業組合	魚津浦漁業組合	道下村漁業組合	經田村漁業組合	石田村漁業組合	生地浦漁業組合	村橋村漁業組合
一三	一	一	一	一	一	一	一
一、五八一	一〇六	二八八	七五	一八二	七五	一五九	四三
一、八九〇,〇〇	三三四,〇〇	一,三三九,〇〇	九六,〇〇	九,三七五,〇〇	三,六〇六,〇〇	一九九,〇〇	五八,〇〇
二,二一九,〇〇	二八,〇〇	二四〇,〇〇	一八,〇〇	六九,〇〇	四〇三,〇〇	一九,〇〇	一八,〇〇
三,〇一〇,〇〇	一四,〇〇	五六八,〇〇	一〇〇	一,七〇〇,〇〇	三七五,〇〇	九九,〇〇	九九,〇〇
五,八四〇,〇〇	四三,〇〇	八〇八,〇〇	一八三,〇〇	二,三九一,〇〇	七七七,〇〇	二二〇,〇〇	二二〇,〇〇
三,三三二,〇〇				二,六二〇,〇〇	三,〇〇〇,〇〇		
共同購買 資金貸付 共同販賣 共同購買 表彰 警備 訓育 事業補助 遭難救恤 畜殖保護 資金貸付	共同販賣 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買	共同販賣 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買	共同販賣 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買	共同販賣 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買	共同販賣 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買	共同販賣 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買	共同販賣 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買 共同購買
取撥高 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數	取撥高 利息 種類 件數
八、三〇〇圓 四六一圓 二〇〇圓 二二八圓	二、五九八圓 五九八圓 二、五九八圓 二、五九八圓	二、六〇〇圓 六〇〇圓 二六〇圓 二件	二、六〇〇圓 六〇〇圓 二六〇圓 二件	二、三九一圓 三九一圓 二、三九一圓 二、三九一圓	七七七圓 七七七圓 七七七圓 七七七圓	九九圓 九九圓 九九圓 九九圓	九九圓 九九圓 九九圓 九九圓

九六

地蔵漁業組合	窪村漁業組合	計 四	庄東漁業組合	二上村伏木町能 町村漁業組合	雄神漁業組合	新湊漁業組合	計 一
一四二	三七	四九九	八四	八二	一四〇	一九四	一一
一九,四九六,〇〇	四六,〇〇	八,六八七,〇〇	四四四,〇〇	一九,〇〇,〇〇	三,一九三,〇〇	四,八六一,〇〇	五一〇,〇〇
		一,九五,〇〇		四四四,〇〇	五〇八,〇〇	二,三三三,〇〇	一,八三三,〇〇
		六,一五,〇〇		一,三〇,〇〇	四八五,〇〇		一,九一五,〇〇
		一,二八,〇〇		六四,〇〇	九九三,〇〇	—	三,一四七,〇〇
		二,〇〇,〇〇		二,〇〇,〇〇	二,〇〇〇,〇〇	二,〇〇〇,〇〇	四,五〇〇,〇〇
共同購買	副業獎勵	蕃殖保護	表彰	訓育	蕃殖保護	共同販賣	共同販賣
取扱品目 餌料 一,一二〇圓	取扱品目 醬油、砂糖 八八二圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓

水見浦漁業組合	池田漁業組合	阿尾漁業組合	漁島新村組合	藤田漁業組合	臨方漁業組合	大境小組
一一三	九八	五四	七三	二〇一	六一	八三
一,九三四,〇〇	二,三九六,〇〇	八,〇〇	三,三九〇,〇〇	一,五九,〇〇	三,〇六六,〇〇	二九,〇〇
一八九,〇〇	一一〇,〇〇	三〇六,〇〇	四一八,〇〇	三,〇〇,〇〇	一九,〇〇	
一八四,〇〇	四四〇,〇〇	二〇一,〇〇	一七七,〇〇	六〇,〇〇	三三,〇〇	
三三三,〇〇	五〇,〇〇	五〇八,〇〇	五五五,〇〇	九〇,〇〇	三,〇〇	
三,五三〇,〇〇	一,〇〇〇,〇〇		二,三九九,〇〇		一,七九二,〇〇	
共同運搬	共同販賣	共同購買	資金貸付	共同販賣	共同販賣	資金貸付
取扱品目 餌料 一,一二〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓	取扱品目 鯉兒放流 四〇圓

中波漁業組合	計	下新川郡漁業組合聯合會	計	共同販賣	共同購買	共同運搬	資金貸付	共同貯金	蕃殖保證	副業獎勵
11,411,000	9,807,547,000	11,411,000	11,411,000	取扱金高 手數料 肥料、鹽 取扱品目 三、九〇八圓 手數料 三、二九圓	取扱金高 三、九〇八圓 手數料 三、二九圓	運搬船貸 付料 一、四六〇圓	貸付金額 一、二七〇圓 利子 一、二八〇圓	貯金額 一七、一四二圓 人員 九八名	種類 鮑養殖 二七二圓	昭和五年末 葉打機ヲ 付ケタル モノニテ 本年 度ニハ 生産額 ナシ
1,049,000	1,204,000	1,049,000	1,049,000							
1,351,000	3,368,000	1,351,000	1,351,000							
3,920,000	24,066,000	3,920,000	3,920,000							
1,550,000	7,660,000	1,550,000	1,550,000							
1,550,000	11,331,000	1,550,000	1,550,000							
1,550,000	3,526,107,549,000	1,550,000	1,550,000							
11	9,807,547,000	11	11							
11	11	11	11							
11	11	11	11							

### 漁業共同施設獎勵金交付狀況

農林省に於ては大正十四年度より漁村振興事業の一つとして漁業共同施設の獎勵の爲め毎年約參拾萬圓位交付せられつゝある爲め漁村に於ける漁業上の共同的設備が大いに改良普及するに至りたるが、大正十四年度より昭和五年度に至る獎勵金の交付件数は四百四十三件に達し、その内本縣下に於けるものは左の通りである

獎勵金交付年次	獎勵金交付ノ主体	設備ノ種類	設備費總額	獎勵金額
大正十四年	下新川郡水産會	船溜場	三、八三五圓	一一、九四〇圓
昭和元年	中波漁業組合	運搬船	一一、三二五圓	四、三九〇圓
昭和二年	雄神漁業組合	共同販賣	一、〇九九圓	四〇〇圓
同 年	地藏漁業組合	水産倉庫	一五、〇三〇圓	六、一一〇圓
昭和三年	氷見浦漁業組合	運搬船	八、三四四圓	三、一四〇圓
昭和四年	宮崎浦漁業組合	暴風警報信號標	八六八圓	五一〇圓
昭和五年	東水橋町漁業組合	漁船	二、〇六六圓	<〇〇圓

### 農山漁村指導委員會の設置

本縣に於ては農山漁村の振興を策する爲め、昭和六年十月三十日付を以て富山縣農山漁村指導委員會規程を制定せられたるが其の條文左記の如くである

#### 農山漁村指導委員會規程

- 第一條 農山漁村ノ振興ニ關スル指導方針及之カ執行要目ヲ審議シ指導事務ノ統制ヲ圖ル爲メ農山漁村指導委員會ヲ置ク
- 第二條 委員會ハ委員長及委員ヲ以テ組織ス  
委員長ハ内務部長ヲ以テ之ニ充ツ
- 委員ハ農林課長、商工課長、耕地課長、農事試驗場長、種畜場長、穀物業工品検査所長、水産講習所長、蠶業試驗場長ヲ以テ充ツルノ外關係官吏、吏員其他適當ト認ムル者ノ中ヨリ委員長之ヲ指名ス
- 第三條 委員會ハ必要ニ應ジ委員長之ヲ招集ス

第四條 委員會ハ委員長ヲ以テ議長トス委員長故障アルトキハ委員中ヨリ適宜議長ヲ定ム  
第五條 委員會ニ幹事ヲ置キ關係課員ノ中ヨリ委員長之ヲ指名ス幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

### 漁港修築の状況

農林省に於ては大正七年度以來漁港修築奨励の實施を見るに至り又昭和四年より別に小漁港の修築に對し補助金を交付せらるゝことになつたが既往に於て補助指導せられたるものは左の如くである

- 大正七年度 福島縣(小名濱) 千葉縣(白濱) 静岡縣(伊東) 新潟縣(能生)
- 大正八年度 宮崎縣(油津) 三重縣(波切)
- 大正九年度 青森縣(八戸) 長崎縣(富江)
- 大正十年度 石川縣(瀧) 鹿兒島縣(串木野) 神奈川縣(三崎)
- 大正十二年度 千葉縣(銚子) 島根縣(江角) 高知縣(室津) 富山縣(水見)
- 昭和四年度 山口縣(下關) 島根縣(濱田)
- 昭和五年度 富山縣(魚津)
- (小漁港) 千葉縣(勝浦) 神奈川縣(眞鶴) 宮城縣(氣仙沼) 三重縣(答志) 兵庫縣(香住)
- 福井縣(三國) 高知縣(清水) 富山縣(生地) 秋田縣(平澤)

### 地方水産行政機關

(昭和七年一月現在)

水産課を置く道府縣 北海道、宮城、神奈川、静岡、愛知、三重、高知、愛媛、島根、福岡、佐賀、長崎  
商工水産課を置く府縣 青森、岩手、福島、茨城、千葉、山形、秋田、新潟、福井、石川、京都、和歌山、鳥取、岡山、廣島、山口、徳島、香川、大分、熊本、鹿兒島、沖縄

其他商工課又は農林課に屬する府縣 富山、東京、大阪、滋賀、岐阜、長野、群馬、埼玉、栃木、山梨、兵庫、香川、奈良

### 魚價の低落状況

魚價は一般不況に伴ひ各地共低落したことは事實であるが、東京市魚市場に於ける重要魚類の卸賣相場によると左表の如き指數が現はれてゐる

東京市魚市場、重要魚類卸賣相場指數表

(大正十三年ノ魚價ヲ百トシ大正十四年以下ハ其ノ割合ヲ示ス)

産地	魚名	大正十三年	大正十四年	大正十五年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
近	まぐろ	100	92	76	89	82	79	73
	まかぢき	100	97	88	87	88	84	70
	きはだ	100	95	90	100	96	69	59
	めぢ	100	97	86	83	70	70	58
	かつな	100	94	87	68	64	70	55
	そうだかつな	100	93	89	72	66	70	48
	ぶり	100	91	74	79	82	81	73
	またひ	100	94	90	88	92	97	90
	まこたひ	100	93	101	86	88	93	83

海										産									
は	な	た	ひ	ま	む	ぼ	す	ひ	い	さ	う	く	し	こ	き	さ	大	い	さ
ら	わ	つ	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら	ら
100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
九二	九八	一一五	九八	九七	九五	八六	八七	九七	八七	九三	九二	一一九	一八四	一〇〇	九七	八七	一〇九	一〇五	八三
一三三	九七	九五	九七	六八	六八	八三	一〇三	一〇三	八八	九三	八一	一一二	二〇七	九七	一一九	一一一	一一七	八〇	八六
九四	八八	九〇	九〇	六六	六六	八五	一〇三	一〇三	八五	八八	七五	一〇九	二一八	一一五	一一一	九六	一〇九	九〇	九四
九四	九四	九五	九五	八四	八四	八六	一〇七	一〇七	七五	八五	八三	一〇九	二四六	八九	一〇八	一〇八	一〇九	九〇	七〇
九九	八七	八〇	八〇	六八	六八	八三	一〇九	一〇九	九三	八五	七三	九八	一一〇	七四	一一〇	一一三	一〇九	八〇	八八
九二	六八	六八	六八	六五	六五	六八	九六	九六	六五	六五	六五	五八	八四	七六	九三	一三八	一〇一	六〇	七〇

水産大法要執行

全國水産大法要は左記の通り執行せられた

- 一、名譽總裁 農林大臣、副總裁 農林政務次官、帝國水産會長、大日本水産會副總裁、水産局長
- 一、法要修行者 曹洞宗大本山當局
- 二、事務擔任者 大本山總持寺參務 長谷川孝善
- 一、日程

三月二十二日

- 一、水族大供養 鶴見大本山總持寺にて
- 二、物故者追悼 同上
- 三、奉納水産の夕 日比谷公會堂に於て
- 四、全國ラヂオ放送 同上中繼
- 五、全國水産關係者一齊休業

三月二十三日

海上平安大施餓鬼法會 東京灣海上に於て

三月二十五日

大漁大祈願 小田原道 大雄山最乗寺に於て  
 全國魚類大廉賣デー  
 活動及芝居等奉納割引デー  
 東京市神田區一ツ橋町二中央佛教會館内  
 全國水産大法要事務所

鱈製品研究会開催

氷見郡鱈製品同業組合は鱈製品の改善發達を圖る目的を以て本年三月二十七日より三月二十九日まで三日間氷見町今町尋高小學校に於て鱈製品研究会を開催せられたが其の狀況次の如くである

第一日より三日間

製品々評會

業者より各種鱈製品の出品を求め之を一般に觀覽せしめて参考に資し別に製品の審査

があつた



第一日より三日間 参考品陳列會  
 三月二十八日 講演會 鱈製品に關する講演  
 三月二十九日 試食會 へ品評品、參考品中より製品の試食をなし品評をなした

### 本縣昭和七年度水産關係施設事業の内容

今期通常縣會に提出せられたる本縣昭和七年度水産關係施設事業の内容大体左記の如くである

#### 一、本縣商工課所管の分

- 漁船改良獎勵 九九〇圓  
 一隻平均十噸二十馬力のもの四隻に對し建造費の七分強に相當する獎勵金を下付せむとす
- 水産養殖獎勵 四一〇圓  
 鱧の池中養殖獎勵 二ヶ所 一〇〇圓  
 鱧の池中養殖獎勵 二ヶ所 八〇圓  
 鱈の養殖獎勵 三ヶ所 一〇〇圓  
 鮑、石花菜、淺海利用増殖獎勵 三ヶ所 一〇〇圓  
 魚糧製造機械設備二ヶ所 三〇〇圓  
 魚類蒸熱裝置改良電設備四ヶ所 一三六圓  
 蒲鉾製造機械設備二臺分 一〇〇圓  
 水産物加工講習會補助三ヶ所 一五〇圓  
 鱈製品研究會開催補助 一二〇圓  
 水産製品改良利用補助 五六圓
- 水産製造獎勵 八六二圓

#### 水産製品共同出荷獎勵 二五〇圓

水産製品の共同取引をなし利益の増進を計るため共同出荷に關する施設を獎勵せむとす

- 漁業組合獎勵 四一二圓  
 漁業組合の共同施設事業獎勵
- 漁場改良 四七〇圓  
 漁場測量標柱の建換、補充をなさむとす
- 漁業監督 六二四圓  
 漁獵場監視、漁業取締、其の他
- 講習講話會費 一〇〇圓  
 漁業組合事務講習會開催豫定四ヶ所
- 水産會助成 一九九五圓  
 縣水産會事業補助
- 鮭鱒増殖 二二、四四八圓  
 縣下主要河川に於ける魚族増殖のため大体左記の通人工孵化放流をなさむとす  
 鮭卵五五〇万粒 鱈卵一二五万粒 虹鱒卵七万粒 河鱒卵七万粒

#### 二、本縣水産講習所の分

- 漁業基本調査 四三七圓  
 海況調査 富山灣定置觀測、横斷觀測  
 漁況調査 重要漁村に於ける漁況調査
- 小型發動機船適種 一、四〇〇圓  
 本縣沖合漁業の開發並動力漁船の普及發達を計るため左記漁業試験をなさむとす  
 鱈延繩漁業、鱈流網漁業、鱈延繩漁業
- 水産製品改良利用試験 一六二圓  
 本縣内水産製品改良及漁獲物利用の目的を以て左記の通試験をなさむとす  
 味淋乾鱈の研究、鱈ベースト、鼠鱈卵からすみ、鱈卵の花漬、魚鮮
- 水産製造化學試験 一三五圓  
 魚類脱脂方法、乾燥品の乾燥程度並貯藏關係、市販各種乾燥製品の乾燥度檢定
- 稚魚繁殖保護調査 三三二圓  
 稚魚の種類、數量、出現時期、成長度、食餌等に付調査をなさむとす
- 藻貝移殖試験 一二五圓  
 淺海利用として藻貝の移殖試験を施行せむとす
- 魚糧製造機試験 一、一六〇圓  
 家畜、養鶏の飼料たる魚糧製造の普及を計る趣旨を以て魚糧粉末機を購入し之か製造試験を施行せむとす

遠洋漁業試験指導 一四、二六二圓

本縣遠洋漁業の開發指導並練習生養成のため立山丸を以て左記の通試験指導生徒練習に従事せむとす

鮪延繩漁業 北海道三陸沖合 三ヶ月間

機船底曳網漁業 日本海沖合 一ヶ月間

露領沿海舟能登沖合 一ヶ月間

海洋調査、指導 其他 本縣近海 其他 隨時

本會通常總會の狀況並昭和七年度施設事業の内容

昭和七年二月二十七日午後二時より縣會議事堂に於て第十一回通常總會を開會當日の出席者は柳川、上野兩副會長、小島特別議員、飯倉、橋、宮城、絹野、水口、佐伯、崎、酒井、深井の各議員其他縣水産係、本會職員三十五名に達し柳川副會長議長席に就き左記各事項を附議し種々質議應答ありたるが結局原案通可決し午後四時三十分閉會した

附議事項

- 議案第一號專決事項ニ關スル件
- 1、下田假野化場敷地無償借用契約ノ件 (一般會計)
  - 2、宇奈月淡水魚族養殖場敷地寄附並無償貸與願出ニ付採納ノ件 (同 上)
- 議案第二號昭和五年度收支決算並事業報告ノ件 (特別會計)
- 同 第三號同上剰余金處分ノ件 (同 上)
- 同 第四號昭和五年度淡水魚族増殖資金收支決算ノ件 (特別會計)
- 同 第五號 同 上剰余金處分ノ件 (同 上)
- 同 第六號昭和六年度宇奈月淡水魚族養殖場建設工事費豫算變更ノ件 (臨時部)

- 同 第七號昭和七年度收支豫算並事業方法ノ件 (一般會計)
- 同 第八號同上經費分賦收入方法ノ件 (同 上)
- 同 第九號昭和七年度淡水魚族養殖事業收支豫算並事業方法ノ件 (特別會計)
- 同 第十號昭和七年度宇奈月淡水魚族養殖場建設工事費豫算ノ件 (臨時部)
- 同 第十一號昭和七年度神通川筋淡水魚族養殖場建設工事費豫算ノ件 (同 上)

昭和七年度豫算額

一般會計豫算額 壹萬千九百參拾壹圓

特別會計淡水魚族養殖事業豫算額 參萬八千貳百八拾九圓

臨時部淡水魚族養殖場建設工事費豫算額 壹萬參千拾圓

宇奈月養殖場 壹萬參千拾圓

神通川筋養殖場 壹萬參拾圓

昭和七年度事業方法

(一般會計)

- (一) 水産製品検査 (豫算額七、一四〇圓)
- 水産 品の改善統一を圖り併せて販路の擴張と共に益々其の聲價を向上せしむる目的の下に前年度同様本會水産製品検査規程に従ひ検査を施行せむとす
- | 製 品 名   | 検査豫定數量 |
|---------|--------|
| 一、煮 乾 鰯 | 二十八萬貫  |
| 二、櫻 乾 鰯 | 四十五萬貫  |
| 三、鹽 甲 蝦 | 三千貫    |
- (二) 牡蠣垂下式養殖試験 (豫算額一〇〇圓)
- 本縣の海岸地先は概して岸深にして淺海部分狭小なるため貝類の養殖事業至て不振にして産額亦僅少なりと雖其の施設如何に因りては開拓の余地相當あるべく殊に近來沿岸漁業漸く衰退せむとするに際會し淺海利用としての養殖施設の普及發達に俟ち漁利の永續を計るの要なるものあり

依て本年度に於て需要の範囲廣く且つ營養分に富む牡蠣に付左記により垂下式養殖試験を施行し其の成績により一般に奨励せむとす

- 一、豫定場所 東岩瀬港附近或は水見郡阿尾村地先
- 二、開始時期 四月(二ヶ年養成の豫定)
- 三、種苗供給先 本縣産
- 四、供試數量 約二斗

(三) 漁村及漁家經濟調査 (豫算額五〇圓)

現下漁村不況の實情に鑑み漁村及漁家經濟改善の根本方針樹立の緊要なるものあり昨年帝國水産會主催道府縣水産會事務協議會にて全國的に統一したる調査を行ふことに申合せたる關係もあり帝國水産會と聯絡の上一定の様式に基き漁村及漁家の經濟調査を施行せむとす

(四) 漁業用品展覽會 (豫算額三〇〇圓)

近時文化の進展に伴ひ漁業方面に於ても學理を應用したる機械器具又は各種材料等の改良考案されたるもの多種在り且雖も未だ之が見識淺き爲一般に應用普及するもの少きを遺憾とす依て此際全國各方面より之等の用品を蒐集し當業者は勿論一般人士の觀覽に供し以て新業の改善を計ると共に水産思想の普及啓發に資する目的を以て左記により展覽會に併て講演會を開催せむとす

- 一、會場 未定
- 二、會期 八月中一週間

三、陳列品

機械類、器具、材料、模型、圖表、其の他水産思想喚起上適切なる資料

四、講演

郡市水産會助成 (豫算額一、〇〇〇) 郡市水産會の活動を助成する目的を以て豫算の範圍内に於て補助金を交付せむとす

(五) 郡市水産會助成 (豫算額一、〇〇〇)

漁業組合其の他水産團體又は郡市水産會の會員にして水産業の改良發達上適切なる施設をなすものに對し豫算の範圍内に於て奨励金を交付し之が助成をなせむとす

(六) 水産施設事業奨勵 (豫算額二〇〇圓)

新業に關する各種の參考資料を印刷し關係者に配布せむとす

(七) 會報及時報發刊 (豫算額六〇圓)

本會遭難救濟規程に従ひ該當者に對し金員を交付し之を甲慰せむとす

(八) 遭難救護 (豫算額五〇圓)

新業の振興に關する諸般の重要案件に付討論研究し併て事務聯絡を目的とし開催せむとす

(九) 郡市水産會會長會議 (豫算額二〇圓)

- 一、開催豫定地 富山市
- 二、開催時期 二月又は三月

(一〇) 漁業組合長會議 (豫算額三〇圓)

漁村の振興に關する諸種の案件に付討論研究の目的を以て開催せむとす

- 一、開催豫定地 富山市
- 二、開催時期 十一月

(二) 北日本七縣水産大會 (豫算額一三〇圓)

水産業の改良發達を圖り一面當業者の親睦を期する目的を以て従來北日本に面する福井、石川、富山、新潟、山形、秋田、青森の七縣聯合し北日本七縣聯合水産大會を毎年一回輪番を以て開催し居るが本年度は新潟縣水産會主催にて開催の豫定に付之が負擔金を計上すると共に當業者の出席を促さむとす

特別會計

(一) 庄川養殖事業

庄川筋小牧、祖山兩發電用堰堤のため魚族の成長並に蕃殖を妨げらるゝこと不尠ものあるに依り左の養殖事業を施行し以て別に縣へ委嘱せる鮭鱒族孵化放流事業の効果と相俟て從來漁利の確保に努めむとす

- (1) 鯉苗放流 (豫算額五、八九〇圓)
  - 一、施行時期 十一月中
  - 二、種苗の産地及大きさ 縣内産當才鯉一尾平均十匁
  - 三、放流場所及數量

小牧堰堤下流河口間 二十一萬四千尾  
小牧祖山兩堰堤プール間 一萬六千尾  
計 二十三萬尾

(2) 鰻苗放流 (豫算額三、七七七圓)

- 一、施行時期 五、六月中
- 二、種苗の産地及大きさ 關東地方産一尾平均三匁
- 三、放流場所 小牧堰堤下流河口間
- 四、放流數量 五百貫

(3) 小鮎放流 (豫算額八六〇圓)

- 一、放流時期 四月中
- 二、種苗産地 琵琶湖
- 三、放流場所 小牧堰堤下流河口間
- 四、放流數量 四萬尾

(4) 公魚人工孵化放流 (豫算額五二〇圓)

- 一、施行時期 二、三月中
- 二、種卵産地 霞ヶ浦
- 三、種卵數量 一千二百萬粒
- 四、放流場所
  - イ、小牧、祖山兩堰堤プール間 六百萬粒
  - ロ、小牧堰堤下流河口間 六百萬粒

(5) 放流魚飼育試験 (豫算額七二五圓)

廣上淡水魚苗増殖場を利用し大体左記放流魚族の種苗生産經濟並に成育試験を行ひ以て養殖事業の將來に資せむとす

(二) 黒部川養殖事業

發電用堰堤築設に伴ふ漁獲減少を防止する一端として成績良好なる琵琶湖産小鮎を放流せむとす

(1) 小鮎放流 (豫算額一、五一八圓)

一、施行時期 五月中

二、放流場所 黒部橋下 愛本橋下

三、放流數量 宇奈月地先 計 二万尾 二万尾 四万尾 八万尾

(2) 放流魚飼育試験 (豫算額二一〇圓)

宇奈月淡水魚族養殖場を利用し放流魚族の飼育試験を行ひ養殖事業の將來に資せむとす

試驗項目 施行時期 供試數量

小鮎飼育試験 自五月至十月 一千尾

其他飼育試験 自四月至翌年三月

(3) 放流魚成績調査並取締 (豫算額一〇〇圓)

放流魚族の分布、成育状態、漁獲高を調査し其の効果を闡明ならしむる外違反者の防止に努め養殖保護の實を擧げむとす

(三) 神通川養殖事業

- 試驗項目 施行豫定期間 供試豫定數量
- 一、鯉人工孵化飼育試験 自五月至翌年三月 十萬粒
  - 二、放流鯉苗の擴分に對する抗力試験 自四月至翌年三月 五貫
  - 三、放流鯉苗成育試験 自五月至翌年三月 二十貫
  - 四、放流鮎成育試験 自四月至六月 五千尾
  - 五、公魚池中飼育試験 自四月至翌年三月 一萬尾

(6) 魚道整理並漁業取締 (豫算額七〇〇圓)

一、魚道整理 小牧及祖山兩堰堤より各其の放水口に至る間を除きたる區間の魚道を整理し養殖事業の効果を助成せむとす

二、漁業取締 庄川本川及其の支流並に河口に於ける違反漁業の防止を計ると共に各用水に於ける過剰水引用の防止に努めむとす

(7) 放流魚成績調査並水理調査 (豫算額三八〇圓)

一、放流魚成績調査 放流魚の分布、成育状態、漁獲高を調査し其の効果を闡明せむとす

二、水理調査 水温、水質、透明度等を調査し養殖事業施行上の資料たらしめむとす

神通川産鮎の減滅防止並に成育助成をなし漁利の水増を期する爲の事業を施行せむとす

(1) 鮎人工孵化放流 (豫算額五七〇圓)

一、施行時期 十月中

二、採卵數量 四千萬粒

三、採卵並放流場所 神通川筋藤橋附近

(2) 稚鮎掬上放流 (豫算額一四四圓)

一、施行時期 五、六月

二、掬上場所 高岡電燈第三發電所放水口

三、放流場所 神通川筋熊野村土淵地先

四、放流豫定數量 約五萬尾

(3) 放流魚成績調査並取締 (豫算額三五〇圓)

魚族の孵化放流に伴ひ其の分布、成育状態を調査し其の効果を闡明ならしむる外違反者の防止に努め養殖保護の實を擧げむとす

下新川郡水産會 郡市水産會事業一覽

(昭和六年度)

事業種類	同上經費	説明
技術員設置	三〇圓	水産業指導獎勵のため技術員を囑託せむとす
水産業視察	四〇圓	漁業及製造業に關する諸會合に視察員を派遣せむとす
事業獎勵	三一五圓	一般事業獎勵五〇圓 出漁團事業獎勵一五〇圓 漁業組合聯合會一一五圓 交付し事業の助成を計らむとす
甲 慰勞	二〇圓	會員遭難死亡に對し金品を交付せむとす

中新川郡水産會

水産講話會	二〇	新業に關する智識の普及向上を計るため漁閉期を利用し開催
製造講習會	五〇	場所 滑川町、東水橋町、湯鉢、櫻乾、製造講習會を開催せむとす
北日本七縣水産大會出席獎勵	六〇	新潟縣にて開催の水産大會に出席獎勵のため旅費補助せむとす
漁撈製造改良獎勵	一〇〇	漁具、漁船、漁法の改良普及及製品の改良販路の擴張を計るため適當と認めたるものに對し獎勵金を交付せむとす
遭難弔慰	一〇〇	會員にして遭難死亡したるものに對し金品を贈り弔慰せむとす
餌料鯉蓄養試験	一〇〇	釣漁業の餌料たる鯉の蓄養試験をなし其の成績により普及獎勵せむとす

上新川水産會

水産講話會	五〇	漁閉期を利用し水産講話會を開催し新業の啓發に資せむとす
水産業視察	三〇	縣下各地に於ける優良水産施設事業を視察せしめむとす
漁撈製造改良獎勵	六〇	漁撈方法又は漁獲物の處理方法の改善施設又は製品の改善販路の擴張を計る施設をなすものに對し獎勵金を交付せむとす
遭難救恤	一〇	會員にして遭難死亡したるものに對し金品を贈り弔慰せむとす
副業獎勵	一〇	漁家の副業獎勵のため鯉の製造加工を獎勵せむとす

富山上新川婦負水産會

魚道施設調査	四〇〇	魚族の通路及其の障害物調査をなさむとす
漁業視察	四〇〇	水電事業と河川漁業との關係に付他縣の實例等視察せむとす
漁業取締	八四二	河川漁業の取締をなす爲技術員を常置し巡視
鮭鮎人工孵化事業用親魚捕獲獎勵	二〇〇	縣及縣水産會にて施行の鮭鮎人工孵化事業用親魚捕獲補助獎勵せむとす
漁撈獎勵	一〇〇	漁具、漁法改良指導獎勵せむとす

鯉兒孵化放流	一、五七五	神通川筋魚族増殖の目的を以て人工孵化をなしたる鯉兒を稻田に飼育し約一寸余になりたるもの五十万尾及別に購入せしもの十四万尾を神通川各支流に放流し又稻田にて約三寸位になりたるもの六万尾を神通川本流に放流せむとす
魚道施設	二〇〇	河川魚族の遡上降下を容易ならしむる爲岩石破砕、魚梯の設備、其他の工事をなさむとす
集會	二七〇	全國淡水漁業聯合會及北日本七縣水産大會其他水産に關する語會合に出席獎勵せむとす
會報及時報發行	七〇	會報及時報を發行し會員に配布せむとす

射水郡水産會

水産講話會	二〇	漁閉期を利用し水産講話會を開催し新業の發展に資せむとす
鯉兒放流	一〇〇	鯉の蓄殖を計るため鯉兒十五貫購入し生放津湯へ放流せむとす
鯉兒放流	一〇〇	鯉の蓄殖を計るため鯉兒百貫購入し庄川、小矢部川へ放流せむとす
石花菜蓄殖	三〇	石花菜の蓄殖を計るため岩石數千貫購入し伏木町國分地先へ投石せむとす
視察	一五〇	放生津湯利用方法考研の爲静岡縣下の養鯉事業を視察せむとす
北日本七縣水産大會出席獎勵	五〇	本年新潟縣にて開催の北日本七縣水産大會に出席獎勵せむとす

水見郡水産會

水産講話會	五〇	漁閉期を利用し水産講話會を開催し漁村の啓發に努めむとす
鯉製品講習會助成	五〇	本縣主産鯉製品研究會開催に際し援助をなさむとす
水産施設事業獎勵	六〇	漁業組合の施設事業にして適切なるものに對し獎勵金を交付し之れが助成をなさむとす
救助基金積立	五〇	漁業遭難救恤のため資金積立むとす
北日本七縣水産大會出席獎勵	一五〇	本年新潟縣にて開催の北日本七縣水産大會に出席獎勵せむとす

### 帝國水産會總會の概況並昭和七年度施設事業の内容

帝國水産會第十一回通常總會は一月十九、二十兩日東京市赤坂區溜池三會堂に於て開催され本會選出議員橋文藏氏出席せらるる提出事項は評議員補欠選任の件昭和五年度收支決算並剰余金處分の件、昭和七年度收支豫算並事業方法、同經費分賦收入方法其の他建議請願十一件であつた、而して昭和七年度の豫算總額は一般會計貳萬參千九百八拾四圓、特別會計は千九百七拾六圓である、今昭和七年度の事業方法及建議請願することに決定した事項を掲ぐれば次の通りである

#### 昭和七年度事業方法

##### 一、道府縣水産會事業協議會の開催

道府縣水産會との事務聯絡を目的として開催するものとす

##### 二、各種調査

從來調査中に屬し未だ完了せざるものは引續き調査を行ふの外本年度に於ては左の事項に付調査を施行せむとす

(1) 沿岸漁業に關する施設調査

(2) 水産物配給改善に關する調査

(3) 漁村是に關する調査

##### 三、水産會施設の助成

本年度に於ける道府縣水産會の施設に對し助成を爲さむとす

(1) 助成すべき施設の範圍

△水産思想の普及を目的とする講習會、展覽會及調査研究等

△水産事務職員の養成を目的とする講習會

△水産物食用に關する智識の普及を目的とする講習會、展覽會、品評會等

##### 四、副業品の仲介斡旋

農漁村副業獎勵の目的を以て副業品の仲介斡旋を行はんとす

##### 五、會報の發行

會報「帝水」は大体従前の方針に依り發刊するものとす

##### 六、資料の出版

本年度に於ては左記其の他の資料を刊行、無料又は實費を以て頒付せん

(1) 内外水産事情 (2) 系統的水産會の状況に關する資料 (3) 水産物配給改善に關する調査資料

(4) 漁村是に關する資料 (5) 沿岸漁業施設に關する調査資料

#### 政府並貴衆兩院に建議及請願事項

- 一、水産會法中改正に關する件
- 二、水産會國庫補助増額に關する件
- 三、漁家負債整理に關する件
- 四、水産物需給改善に關する件
- 五、水産金融改善に關する件
- 六、漁村及漁家經濟調査に關する件
- 七、沿岸漁業の振興に關する件
- 八、遠洋漁業獎勵繼續に關する件
- 九、水産冷蔵獎勵に關する件
- 一〇、水産物輸出増進に關する件
- 一一、水産物運賃低減に關する件

### 人事

本縣農林技師（水産係）栗田要吉氏は本年三月二日付を以て福井縣へ轉任になり其の後任には福井縣農林技師佐々木三治氏に決定を見た

栗田技師は昭和三年七月本縣へ來任せられ爾來本縣水産業殊に發動機漁業の指導啓發に盡されたる功績偉大なるものがある氏は穩健著實人格者として地方稀に見る人物であつたが一般に轉任を惜しまれてゐる  
又新任の佐々木技師は敏腕を以て聞え郷里は東水橋町であり元石川縣にも在任せられたこともあり北陸の水産業には精通してゐらるゝから適材を得たことと今後氏の活躍を期待されてゐる

昭和七年三月二十八日印刷  
昭和七年三月三十一日發行

【非賣品】

富山縣廳構内  
發行所 富山縣水産會

富山縣上新川郡山室村箱出六番地

發行兼編輯人

窪木 幸作

印刷者

富山市立町十七番地  
今泉 安次郎

印刷所

富山市立町十七番地  
今泉寫眞製版印刷所  
電話三二四五番

372  
560



終